

重点調査事項に係る点検結果

提出部局名	環境省
重点点検分野名	都市における良好な大気環境の確保に関する取組
重点調査事項	環境的に持続可能な交通システム実現のための取組
調査内容項目	<p>都市における大気汚染及び交通騒音について、環境基準の達成を確実なものとするとともに、地球温暖化の防止にも寄与することを併せて目指す観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a)交通流円滑化のための施策の現状と公共交通利用促進のための経済的手法を含めた具体的実現手法の課題</p> <p>b)物流のグリーン化を推進するための関連施策の現状と課題</p> <p>(以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、警察庁
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、警察庁
<p>調査項目 a)について</p> <p>) 施策の概要</p> <p>環境的に持続可能な交通(E S T)の実現を図ることで、運輸部門における環境負荷の削減、特に地球温暖化の要因となっている温室効果ガスの排出削減を目指すものである。</p> <p>) 施策の実施状況</p> <p>平成 18 年度においては、全国で 21 カ所の環境的に持続可能な交通(E S T)を目指す地域に対して、国土交通省・警察庁との連携のもとにモデル事業を実施。<u>環境省においては、各モデル地域の需要者側の普及啓発の実施やE S Tを全国に普及させるための「第 1 回 EST 普及推進フォーラム」を平成 19 年 2 月に開催する等広報活動を行ってきたところである。</u></p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性</p> <p>環境的に持続可能な交通(E S T)の実現は、「公共交通機関の利用促進」や「自動車交通需要の調整」等につながるものであり、運輸部門の環境的な持続可能性を目指しE S Tを更に全国へ普及させていく必要がある。平成 19 年度においては、平成 18 年度に引き続き、全国 27 カ所のモデル地域において、関係省庁と連携のもと事業を実施していく。</p>	

提出府省名	国土交通省
重点点検分野名	都市における良好な大気環境の確保に関する取組
重点調査事項	環境的に持続可能な交通システム実現のための取組
調査内容項目	<p>都市における大気汚染及び交通騒音について、環境基準の達成を確実なものとするとともに、地球温暖化の防止にも寄与することを併せて目指す観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 交通流円滑化のための施策の現状と公共交通利用促進のための経済的手法を含めた具体的実現手法の課題</p> <p>b) 物流のグリーン化を推進するための関連施策の現状と課題</p> <p>(以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、警察庁
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、警察庁
<p>調査項目 a)について</p> <p>) 施策の概要</p> <p>環状道路等幹線道路ネットワークの整備、交差点改良等の道路構造の改善、公共交通機関の利用を促進するための都市の基盤整備、自動車交通需要の調整、高度道路交通システム(ITS)などの交通流の円滑化対策、総合都市交通体系調査の手引き(素案)の策定、環境的に持続可能な交通(EST)の実現の支援。</p> <p>) 施策の実施状況</p> <p>渋滞の激しい箇所等優先的に対策すべき箇所を抽出し重点的に予算を投入して、バイパス・環状道路整備、交差点立体化、連続立体交差事業、交通結節点改善事業、TDM 施策等を実施。</p> <p>公共交通機関の利用促進については、平成18年度から新たに道路交通円滑化のためのバス・鉄道共通ICカードに対する総合支援等を実施。</p> <p>高度道路交通システム(ITS)の推進については、平成18年度からプローブ情報を活用した環境負荷軽減システムの検討を開始。</p> <p>各都市圏において、環境負荷軽減を政策目標に掲げる戦略的な都市交通施策を促進するために、平成17年度に総合都市交通体系調査の手引き(素案)を策定し、平成18年度は、各都市圏で都市交通マスタープランを策定。また、都市総合交通戦略の策定を推進すると共に、公共交通の施設整備等を支援。</p> <p>環境的に持続可能な交通(EST)を目指す地域に対しては、関係省庁、関係部局の連携により集中的に支援を行うESTモデル事業を実施。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>NO2 環境目標達成率: 79%(H17)</p> <p>SPM 環境目標達成率: 25%(H17)</p>	

(大気)

となっており施策の効果は発現されているが、さらなる沿道環境の改善のため、交通結節点事業に、円滑な乗り換えを確保するために必要となる路面電車の走行路面・停留所等の整備(道路区域外の空間を活用するものを含む)を追加するなど平成19年度も新たな取り組みを実施。

また、平成19年通常国会における「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の制定により、地域公共交通活性化・再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進。

調査内容項目 b) について

環境負荷の小さい物流体系の構築を図るため、国土交通省では以下の政策を進めている。

) 施策の概要

荷主企業と物流事業者が協働で行うCO₂排出量削減の取組を支援するため、グリーン物流パートナーシップ会議を通じて、今までになかった先進性のある工夫がみられるモデル事業とモデル事業を参考にCO₂削減の取組の拡大を目指す普及事業を認定する等、関係省庁と連携した支援策を講じているところ。

) 施策の実施状況

平成18年度はモデル事業14件(一次募集10件、二次募集4件)と普及事業64件(一次募集40件、二次募集24件)を推進決定事業として認定し、各事業のCO₂削減目標達成のために支援を行った。

) 施策の効果・課題・今後の方向性

現在までにモデル事業と普及事業を合わせて100件を超える事業を推進決定事業として認定を行ってきた。さらに19年度からはパートナーシップを構築する時点で発生する問題点・対応策の調査に対して支援を行うソフト支援事業を創設しプロジェクトの成熟度に合わせてきめ細かい対応ができるよう支援策の拡充を図った。今後も引き続き、環境負荷の小さい物流体系の構築に向けて、その具体的な方策を検討することとしている。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	警察庁
重点点検分野名	都市における良好な大気環境の確保に関する取組
重点調査事項	環境的に持続可能な交通システム実現のための取組
調査内容項目	<p>都市における大気汚染及び交通騒音について、環境基準の達成を確実なものとするとともに、地球温暖化の防止にも寄与することを併せて目指す観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 交通流円滑化のための施策の現状と公共交通利用促進のための経済的手法を含めた具体的実現手法の課題</p> <p>b) 物流のグリーン化を推進するための関連施策の現状と課題 (以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、警察庁
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、警察庁
<p>調査内容項目 a) b) について</p> <p>環境的に持続可能な交通システムを実現するため、警察庁では、交通安全施設等の整備により交通流の円滑化対策を推進している。なお、本対策は物流のグリーン化(環境負荷の小さい物流体系の構築)の推進にも資するものである。</p> <p>1 施策の概要</p> <p>幹線道路等において、信号機の集中制御化、系統化、感応化等の高度化を行うなど交通安全施設等の整備を進めることにより、交通流の円滑化を図っている。</p> <p>なお、集中制御化とは、複雑に交差する都市内の道路又は主要幹線道路に設置された複数の信号機を交通管制センターと接続し、コンピュータにより効率的に制御するための信号制御であり、系統化、感応化等の高度化とは、制御パターンの設定や車両感知器からの情報により各所の交通状況に応じた信号制御を行うことである。</p> <p>2 施策の実施状況</p> <p>平成 18 年度、約 1,200 基の信号機について集中制御化を、約 1,100 基の信号機について高度化(プログラム多段系統化、半感応化、右折感応化)をそれぞれ実施した。平成 18 年度末現在、集中制御化された信号機は約 67,200 基、高度化された信号機は約 39,900 基となっている。<u>この信号制御の高度化により短縮される交差点の通過時間は、平成 15 度から平成 18 年度末までに約 2.3 億人時間 / 年と推計されている。</u></p> <p>3 今後の方向性等</p> <p>交通安全施設等の整備は、交通流の円滑化に資することから、引き続き、計画的・効果的な整備を推進する。また、交通状況に応じて、よりきめ細かな信号制御を行うため、平成 18 年度からプロファイル信号制御方式による信号制御高度化モデル事業を実施し、その結果を踏まえて全国整備のあり方について検証を行っているところである。</p>	

調査内容項目 a) について

環境的に持続可能な交通システムを実現するため、警察庁では以下の公共交通機関の利用促進施策を推進している。

1 施策の概要

公共性の高い路線バスの利用性を高め、交通渋滞の原因になっているマイカーの利用者をバス利用に転換させることによって、都市における自動車交通量を抑制するため、バス専用・優先レーン等の設定の交通規制を行うとともに、バス優先の信号制御等を行う公共車両優先システム(P T P S) の整備を図っている。

2 施策の実施状況

P T P S については、平成 18 年度、新たに 2 県で運用が開始されており、平成 18 年度末現在、40 都道府県、125 路線、総延長 630.9 k m の路線で導入されている。

3 今後の方向性等

P T P S 等の公共交通優先対策は、公共交通の円滑化と公共交通機関の利便性向上に資することから、引き続き交通実態に応じて必要な整備を推進する。

重点調査事項に係る点検結果

提出部局名	環境省
重点点検分野名	都市における良好な大気環境の確保に関する取組
重点調査事項	ヒートアイランド対策のための取組
調査内容項目	都市の熱環境(ヒートアイランド現象)の改善を効果的に推進する観点から、以下の事項について調査。 a)地表面被覆の改善(緑化推進、緑地保全、屋上・壁面緑化等) (環境省、国土交通省) b)都市形態の改善(都市計画制度の活用の推進、地域冷暖房施設の普及促進等) (環境省、国土交通省、経済産業省)
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省、国土交通省
<p>調査項目 a)について</p> <p>(1) 施策ごとの状況</p> <p>緑地・水面の減少、建築物や塗装などによって地表面が覆われることによる蒸発散作用の減少や地表面の高温化が進んでいる状況を踏まえ、環境省は以下の施策を進めている。</p> <p>学校エコ改修と環境教育事業</p> <p>) 施策の概要</p> <p>地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素の排出を抑制しつつ児童生徒の快適な学習環境を確保する学校施設のエコ改修と、それを活用した学校・地域における環境教育を一体的に行うもの。</p> <p>) 施策の実施状況(平成 18 年度)</p> <p>モデル校として、平成 17 年度 9 校に加え、平成 18 年度には新たに 6 校をモデル校として採択。<u>(うち、壁面緑化を行った学校は 1 校であり、その他の学校でも屋上緑化・壁面緑化を検討中)</u></p> <p>学校のエコ改修並びに生徒、地域住民及び建築技術者等への環境教育事業を実施した。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性</p> <p>学校や校区内の施設のエコ化による二酸化炭素排出量削減と、これを題材として地域での環境教育の普及、環境建築技術者の育成等を図り、環境負荷の少ない地域づくり、地域における環境保全意識の醸成を促進する。</p> <p>調査項目 b)について</p> <p>都市域における年間の 30 超高温時間数・熱帯夜日数の増加を踏まえ、都市部の熱環境の改善を図るため、クールシティ推進事業等を行っている。</p> <p>クールシティ推進事業</p>	

(大気)

) 施策の概要

ヒートアイランド現象の実態把握及び環境影響の調査を実施する。また、全国の都市における効率的なヒートアイランド対策の推進を支援するため、対策の効果を具体的に評価する手法の検討を進めるとともに、都市ごとのヒートアイランド対策に応じた方向性を示す指針を新たに作成する。

) 施策の実施状況

平成18年度においては、ヒートアイランド現象における実態把握手法の検討、熱環境形成メカニズムの解析・対策評価手法の検討を行うにあたり、有識者を含めたワーキングを行った。また、ヒートアイランド対策の普及啓発の一環として、新宿御苑における調査結果の情報発信を行った。また、ホームページにより熱中症に関する予防情報の提供を行った。

) 施策の効果・課題・今後の方向性

今後はヒートアイランド対策指針の策定に着手する。また、実態把握及び環境影響の調査結果を情報発信し、地方自治体・民間事業者等の意識を高め、クールシティの推進を図る。

クールシティ中枢街区パイロット事業

) 施策の概要

ヒートアイランド現象の顕著な街区に対して、施設緑化や保水性建材、高反射性塗装など複数のヒートアイランド対策技術を組み合わせて一体的に実施する。対策の実施により、都市部にクールスポットや冷気誘導のための風の通り道を創出し、ヒートアイランド現象の緩和に資するパイロット事業を実施する。

) 施策の実施状況・今後の方向性

平成19年度から実施する。

) 施策の効果・課題・今後の方向性

都市におけるヒートアイランド現象を緩和しつつ、オフィスビル等のエネルギー消費によるCO₂排出量を直接的に削減する。また注目度の高い中枢街区をヒートアイランド対策技術のショーウィンドウとすることで、対策技術への認知度を向上させ、更なる普及促進を図る。

省CO₂型都市づくりのための面的対策推進事業(事業費420百万円、国費:250百万円)

) 施策の概要

多様な主体が参画する地球温暖化地域協議会において、当該地域の事情を勘案しつつ、集約型都市構造に向けたCO₂排出量削減シミュレーション及び事業者等が実施する自動車交通需要を抑制するための施策、事業者、集客施設と交通事業者の連携による公共交通の利用の促進対策等について協議を行う。その協議の結果に基づき、民間事業者等が削減シミュレーションや各事業の実施を行い、その費用について補助する。

(大気)

) 施策の実施状況・課題・今後の方向性

平成 19 年度から実施する。

) 施策の効果・課題・今後の方向性

集約型都市構造の構築のために必要な、土地利用政策との連携策等の施策について、CO₂ 排出量削減シミュレーションの実施及びモデル事業を行うことにより、ヒートアイランド現象の緩和にもつなげていく。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	国土交通省
重点点検分野名	都市における良好な大気環境の確保に関する取組
重点調査事項	ヒートアイランド対策のための取組
調査内容項目	都市の熱環境(ヒートアイランド現象)の改善を効果的に推進する観点から、以下の事項について調査。 a)地表面被覆の改善(緑化推進、緑地保全、屋上・壁面緑化等) 〔環境省、国土交通省〕 b)都市形態の改善(都市計画制度の活用の推進、地域冷暖房施設の普及促進等) 〔環境省、国土交通省、経済産業省〕
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省、国土交通省
<p>調査項目 a) について</p> <p>緑地・水面の減少による蒸発散作用の減少や地表面の人工化による高温化といった状況を踏まえ、地表面被覆の改善等を図るため、国土交通省では、以下の施策を進めている。</p> <p>緑とオープンスペースの総合的・計画的確保</p> <p>）施策の概要</p> <p>都市公園事業や緑地保全事業等の一体的実施、道路・河川等との事業間連携、民間事業者が行う緑化等との協働により、総合的・効率的・効果的に緑とオープンスペースの確保を図る。</p> <p>）施策の実施状況</p> <p>都市緑地法及び都市公園法において、緑の基本計画の計画事項として、地方公共団体が設置する都市公園の整備に関する事項を定め、緑の基本計画を都市公園を含めた都市緑地の保全、緑化の推進を総合的に進めるための基本計画として位置づけ、施策を推進している。</p> <p>民間建築物の屋上、空地など敷地内における緑化施設の整備にあたり、その計画を市町村長が認定する緑化施設整備計画認定制度や、一定規模以上の建築物の敷地における緑化率規制を行う緑化地域制度等により建築物の敷地における緑化を推進している。また、「環境共生住宅市街地モデル事業」や日本政策投資銀行の融資対象事業である「エコビル整備事業」により、緑化施設を備える等の住宅・建築物の整備を促進するとともに、ヒートアイランド現象緩和に関する建築物総合環境性能評価システム(CASBEE-HI)の普及を図っている。</p> <p>）施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>当該項目に係る指標「都市域における水と緑の公的空間確保量」において、平成17年度現在12.7㎡/人を確保。【目標：12㎡/人(H14)：13㎡/人(H19)】</p> <p>また、都市緑地法に基づく緑の基本計画に定められた緑化重点地区内の認定緑化施設について固定</p>	

(大気)

資産税の特例措置の拡充・延長を行い(敷地面積要件を 500 m²以上に引き下げ、2 年延長：平成 19 年度～) 更なる普及に努めているところ。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

その他関連施策として、以下の取組を進めている。

下水道事業を通して、下水道処理施設の緑化、下水処理水の有効利用を図るとともに、雨水及び開水路等の施設を活用し、水と緑のネットワーク形成への取組を推進する。

調査項目 b) について

環境負荷の小さな都市の構築に向け、都市形態の改善を図るため、国土交通省では以下の施策を進めている。

都市計画制度の活用の推進

) 施策の概要

都市における空間の利用に当たり、環境負荷の小さな都市の構築に向けた都市計画制度の活用の推進等を図る。

) 施策の実施状況

今後のヒートアイランド対策が効果的に実施できるように、その科学的裏付けとなる現象解明と総合的なヒートアイランド対策評価のためのシミュレーション技術の開発を行ったところ。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

ヒートアイランド対策の一層の推進を図るべく、開発したシミュレーション技術を駆使し、都市計画制度の運用支援や対策の効果的な実施のための計画手法について検討を行う。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

地域冷暖房施設の普及促進等

) 施策の概要

熱供給事業法に基づく地域冷暖房施設の整備に対して低利融資等の政策支援を行うことにより、熱供給事業を普及・促進する。

) 施策の実施状況(融資制度)

日本政策投融資銀行の低金利融資(政策金利(未利用エネルギーを活用するものは政策金利)、融資比率 40%)により、地域冷暖房施設の整備を推進しているところ(平成 18 年度には 2 件の融資実績)。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

地域冷暖房施設は、環境負荷の低減、都市災害の危険性の低減、都市美観の向上等の公益的な効果が高い施設である。課題としては、未利用エネルギー等エネルギー利用効率の高い熱供給システムの更なる導入促進を図ることが肝要である。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

(大気)

エコまちネットワーク整備事業の推進

) 施策の概要

多くの都市開発が予想される都市再生緊急整備地域内において、都市開発と一体的に環境負荷の削減を行うことにより効果的・効率的に都市環境の改善を測るため、複数のプラントを接続する熱導管など、都市環境の改善を図るための施設整備等に要する費用について補助する。

) 施策の実施状況

平成18年度においては札幌駅周辺地区で実施され、複数の分散型天然ガスコージェネレーションプラントの連携を実施した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

エコまちネットワーク整備事業にて複数のプラントを一体運用することにより、個別に地域冷暖房等を運営する場合に比べ、大幅なCO2排出量の削減が図られる。今後も当該事業の推進を図る。

下水熱の有効利用の推進

) 施策の概要

気象等による影響が少なく、外気に比べて水温が安定している下水及び下水処理水の熱を利用したヒートポンプによる冷暖房の導入により、エネルギー消費量の削減を図るため、下水熱の利用に関し必要な施設整備に対し下水道事業により補助する。

) 施策の実施状況

下水道事業（新世代下水道支援事業（未利用エネルギー活用型））により、下水熱の有効利用を推進している。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

下水熱の利用により、他の熱供給と比べ、エネルギー消費量の大幅な削減をすることができる。引き続き、下水熱の有効利用の推進方策について検討を行う予定。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	経済産業省
重点点検分野名	都市における良好な大気環境の確保に関する取組
重点調査事項	ヒートアイランド対策のための取組
調査内容項目	都市の熱環境(ヒートアイランド現象)の改善を効果的に推進する観点から、以下の事項について調査。 a)地表面被覆の改善(緑化推進、緑地保全、屋上・壁面緑化等) (環境省、国土交通省) b)都市形態の改善(都市計画制度の活用の推進、地域冷暖房施設の普及促進等) (環境省、国土交通省、経済産業省)
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省、国土交通省
<p>調査内容項目 b)のうち、地域冷暖房施設の普及について</p> <p>(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況</p> <p>熱供給事業は、冷熱・温熱を供給するという役割のみならず、総合的なエネルギー利用効率の向上の観点からも重要であり、特に河川水、下水、ゴミ焼却廃熱等の未利用エネルギーやコジェネ排熱を活用しうるシステムであることから、温暖化防止や都市部のヒートアイランド対策としての役割が期待されている。他方、基盤的インフラ整備事業という性格から大規模な設備投資を要し、初期投資が高いため、事業への参入が必ずしも容易ではない。このような状況を踏まえ、熱供給事業の普及・促進を図るため、経済産業省では以下の施策を進めている。</p> <p>熱供給事業の推進</p> <p>) 施策の概要</p> <p>熱供給事業法に基づく地域冷暖房施設の整備に対して低利融資等の政策支援を行うことにより、熱供給事業を普及・促進する。</p> <p>) 施策の実施状況(融資制度)</p> <p>日本政策投融資銀行の低金利融資(政策金利 (未利用エネルギーを活用するものは政策金利)、融資比率40%)により、地域冷暖房施設の整備を推進しているところ(平成18年度の融資実績は2件)。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>本融資制度が対象としている地域冷暖房施設には、環境負荷の低減、都市災害の危険性の低減、都市美観の向上等の公益的な効果がある。他方、課題としては、未利用エネルギー等エネルギー利用効率の高い熱供給システムの更なる導入促進といった課題がある。今後については、平成1</p>	

(大気)

8年5月に経済産業省がとりまとめた「新・国家エネルギー戦略」の「省エネルギーフロントランナー計画」において、省エネ型都市・地域の構築については「未利用排熱等を利用した面的なエネルギー融通の推進等、中長期的に検討を進める。」こととされており、同方針に添って導入促進に向けた広報展開等を行っていくこととしている。

(水循環)

重点調査事項に係る点検結果

提出部局名	環境省
重点点検分野名	環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
重点調査事項	流域における水循環改善のための取組
調査内容項目	流域全体を捉えて、いわば「流れの視点」から環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組を推進する観点から、以下の事項について調査。 a) 森林の水源涵養等を目的とする山間部での取組の状況 〔環境省、国交省、農水省〕 b) 川の流れの保全・回復や貯留浸透・涵養能力の保全・向上等を目的とする農村部及び都市郊外部での取組の状況 〔環境省、国交省、農水省〕 c) 河川流量の低下、親水性の低下、ヒートアイランド問題等への対策を中心とする都市部での取組の状況〔環境省、国交省〕 d) 住民参加の状況〔環境省、国交省〕 e) 事業場における排水の水質管理体制強化のための取組の状況 〔環境省、経産省〕 f) モニタリングポイント体制維持・強化のための取組の状況 〔環境省、国交省〕
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、農林水産省
調査内容項目 c)について (1) 調査項目に関わる施策ごとの状況 都市部のヒートアイランド現象による影響が大きくなっている状況を踏まえ、ヒートアイランド対策を通じた都市の熱環境改善等を図るため、環境省ではクールシティ推進事業として各種調査を実施しており、その中で都市内の河川に着目した以下の施策を進めている。 クールシティ推進事業のうち、都市内水路等を活用した実証モデル調査) 施策の概要 都市内水路等によるヒートアイランド抑制効果を検証するものである。) 施策の実施状況(平成18年度中心) 平成18年度は過去に実施された河川のヒートアイランド抑制効果に関する調査結果をとりまとめた。 <u>荒川、多摩川などの調査では、気温差が4℃、河川から150mの範囲の市街地で気温低減が認められた報告があり、大河川では一定の効果が認められる。</u>) 施策の効果・課題・今後の方向性等 平成19年度からは、現地観測により都市内河川のヒートアイランド抑制効果の測定を実施し、その効果の把握を行うとともに、緑化や水面拡大による効果の予測を実施する予定である。) 課題を踏まえた検討中の制度改正等	

(水循環)

平成 20 年度予算概算要求において、同年度も引き続き現地測定、分析を実施するための予算要求を予定しているところ。

(2) 総括的な分析等

過去の調査研究が少ない都市内の中小河川のヒートアイランド抑制効果について、平成 19 年度からの調査により定量的に把握する必要がある。

調査内容項目 d) について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

健全な水循環の構築に向けた取組を更に進める上で、流域の一人一人が身近な水環境の魅力やそれが抱えている問題に気づき、主体的に活動に参加することが重要であることを踏まえ、汚濁負荷の排出抑制、水の循環利用等に対する意識の向上等を図るため、環境省では以下の施策を進めている。

いきづく湖沼ふれあいモデル事業

) 施策の概要

地域住民の湖沼への関心を、環境教育の実践や、自然浄化機能を活用した直接浄化、栄養塩の直接の取出しといった具体的な環境保全活動につなげるため、全国のモデルとなる湖沼を選定し、地域住民と行政が一体となった活動を行うモデル事業を実施している。

) 施策の実施状況 (平成 18 年度中心)

平成 18 年度には、琵琶湖、霞ヶ浦等 9 湖沼において実施。住民参加による水質監視、湖辺植物による水質浄化事業、外来水生生物種対策による栄養塩の直接の取出し等を行い、地域住民とのパートナーシップの下で湖沼水質保全の取組を実施した。参加人数は事業内容によって異なるが、例えば琵琶湖における水質モニタリング調査には 1 6 1 名の参加が、北海道大沼における環境セミナーには 8 0 名の参加があった。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

住民参加による取組を更に全国への普及するため、平成 19 年度も引き続き、当該モデル事業を実施する予定である。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

名水シンポジウムの開催

) 施策の概要

「名水百選」の関係市町村において、住民や NPO 等が参加する「名水シンポジウム」を開催している。

) 施策の実施状況 (平成 18 年度中心)

「名水シンポジウム」は、昭和 60 年以降、毎年開催しており、昨年度は、奈良県天川村において第 20 回大会を開催した。開催規模は、開催自治体における開催方針や施設等の事情により参加人数は異なるが、数百人～千人程度の規模である。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

今後は、住民や NPO のみならず、子ども達の積極的な参画を得る方向で開催する。本年度は山梨県北杜市で開催する予定である。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

(水循環)

特になし。

全国水生生物調査

) 施策の概要

流域の住民等が主体となり、身近な河川に生息する水生生物の観察を通じて簡易な水質調査を行うもの。昭和 59 年度から環境省及び国土交通省の事業として実施している。

) 施策の実施状況 (平成 18 年度中心)

平成 18 年度の全国水生生物調査は国土交通省分と併せて約 7 万 5 千人の参加を得て、全国 3,489 地点において行われた。そのうち、「きれいな水」と判定された地点が全体の 60% を占めた。

なお、過去 3 年における参加人数は、平成 18 年度 74,968 人、平成 17 年度 85,910 人、平成 16 年度 90,782 人である。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

平成 18 年度には、参加人数が大幅に減少したこと等を踏まえ、国土交通省との連携を図りつつ、効果的な調査の実施を検討することで、改善を図り、今後の調査の充実度を目指すものである。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

こどもホタレンジャー事業推進

) 施策の概要

水環境保全意識の高揚と水環境保全に係る正しい理解の増進を図ることを目的として、豊かな水環境の象徴であるホタルに着目したこどもたちの水環境保全活動事例報告の募集、表彰等を行う事業を実施している。

) 施策の実施状況 (平成 18 年度中心)

平成 18 年度には、31 団体からの応募があり、そのうち 5 団体に対して環境大臣賞等の表彰を行うとともに、受賞者の活動報告会を開催した。

なお、過去 3 年における参加団体数は、平成 18 年度 31 団体、平成 17 年度 40 団体、平成 16 年度 71 団体である。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

応募団体数が年々減少していることを踏まえ、平成 19 年度には、活動する子どもの目線に合わせた募集の充実を図る。また、本事業は、身近な自然にふれあうことの大切さを理解するという環境教育の実践の観点も継続していく方向である。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし

(2) 総括的な分析等

応募人数・団体数が減少傾向であることを踏まえ、より多くの市民に身近な水環境の魅力やそれが抱えている問題に気づき、主体的に活動に参加してもらえるように工夫をする必要がある。

調査内容項目 e) について

(水循環)

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

平成 17 年に大手鉄鋼工場において水質汚濁を防止する観点から問題となる行為をきっかけに、大企業による公害防止に関する不適正事案が多数発覚するといった状況を踏まえ、排水監視の一層の徹底を図るため、環境省では以下の施策を進めている。

水質汚濁防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き

) 施策の概要

自治体による立入検査のより一層の重点化・効率化を図るため、最近の事案やこれまでの知見を教訓とし、自治体が立入検査マニュアルを策定する際又は既存のマニュアルの見直しを行う際の参考となるよう「水質汚濁防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き」を策定した。

) 施策の実施状況 (平成 18 年度中心)

「水質汚濁防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き」を平成 18 年 4 月に公表

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

「水質汚濁防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き」を踏まえ、各自治体においてマニュアルの策定又は見直しなど立入検査等に係る従前の体制の重点化・効率化が図られているところ。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

企業による公害防止体制の強化、自治体による監視体制の強化に向けて関係法令の見直しも視野に入れて検討中

(2) 総括的な分析等

水質管理体制を担ってきた技術者が大量に退職する時代を向かえていることも踏まえ、事業場からの排水監視の一層の徹底に向けた取組を検討する必要がある。

調査内容項目 f) について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

地方公共団体が実施する水質監視業務は、環境基準等の項目が増加する傾向にあるなか、監視業務に係る予算や人員が削減されるといった厳しい状況にあることを踏まえ、常時監視業務の価値の充実を図り、適正水準を確保の改善等を図るため、環境省では以下の施策を進めている。

水質監視業務的確化・効率化方策検討調査

) 施策の概要

水質汚濁防止法に基づく常時監視の的確かつ効率的な体制を維持するための方策を検討する。

) 施策の実施状況 (平成 18 年度中心)

モニタリングの効率化等に関する実態調査の結果、公共用水域の常時監視について、平成 16 年度 (三位一体の改革により補助金が廃止される直前の年度) から 18 年度の動向をみると、測定地点数はほぼ横ばいであるものの、検体数 (測定地点数と測定回数の積) は 6 % の減少となっており、測定頻度が低下する傾向にあることがわかった。このことなどを踏まえ、モニタリングの効率化等に関する検討会を開催し、今後検討すべき課題等の検討を行った。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

今後は、モニタリングの的確化・効率化に係る具体的な手法等について広く都道府県等に示すための手引きの策定や信頼性の高い測定データを確保するための精度管理に関する指針、マニュアル等について検討を行う。

(水循環)

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等
なし

(2) 総括的な分析等

適切な水質常時監視体制の維持が困難になることが危惧されていることを踏まえ、地方公共団体の裁量を活かしつつ、さらに的確に執行するための方策を検討する必要がある。

(参考)

「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」について

「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」は平成10年8月に発足し、健全な水循環系の構築のため、環境省、国土交通省、経済産業省、農林水産省及び厚生労働省の間で継続的に情報交換、調査、研究の実施及び施策相互の連携・協力の推進を図っている。平成15年10月には地域において流域の水循環の健全化に向けた取り組みを実施している主体者等を対象に、計画づくりの参考となる事例や知見を示した「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」を取りまとめ、公表した。公表以降、全国で健全な水循環系構築のための計画が約50計画程度策定されている。最近では、連絡会議を1年に1, 2回程度開催し、健全な水循環系の構築のための情報交換を継続して実施している。

(水循環)

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	国土交通省
重点点検分野名	環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
重点調査事項	流域における水循環改善のための取組
調査内容項目	流域全体を捉えて、いわば「流れの視点」から環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組を推進する観点から、以下の事項について調査。 a) 森林の水源涵養等を目的とする山間部での取組の状況 〔環境省、国交省、農水省〕 b) 川の流れの保全・回復や貯留浸透・涵養能力の保全・向上等を目的とする農村部及び都市郊外部での取組の状況 〔環境省、国交省、農水省〕 c) 河川流量の低下、親水性の低下、ヒートアイランド問題等への対策を中心とする都市部での取組の状況〔環境省、国交省〕 d) 住民参加の状況〔環境省、国交省〕 e) 事業場における排水の水質管理体制強化のための取組の状況 〔環境省、経産省〕 f) モニタリングポイント体制維持・強化のための取組の状況 〔環境省、国交省〕
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、農林水産省
調査内容項目 a) について	
(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況	
ダムによっては、貯水池において富栄養化現象や濁水放流の長期化が見られる状況を踏まえ、それら現象による影響の低減のため、国土交通省では以下の施策を進めている。	
ダム貯水池水質保全の実施	
) 施策の概要	
ダム貯水池における水質の保全のため、富栄養化現象への対策、濁水放流長期化対策を実施	
) 施策の実施状況(平成 18 年度中心)	
平成 18 年度においては、国土交通省および水資源機構管理ダムのうち、5 ダムにおいて富栄養化現象への対策を実施し、2 ダムにおいて濁水長期化対策を実施した。	
) 施策の効果・課題・今後の方向性等	
今後も、適切な貯水池水質の管理を実施するとともに、設置した設備による効果のモニタリング等を実施し、今後の水質保全対策の参考としていく。	
(2) 総括的な分析等	
今後とも水質調査を実施しデータを蓄積するとともに、必要な対策を実施することにより、ダ	

(水循環)

△貯水池環境の向上に資する。

調査内容項目 b)及び c) について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

農村・都市郊外部では、川の流れの保全・回復、流域の貯留浸透能力の保全・向上を今後とも図る必要があるとともに、都市部では、河川流量の減少、親水性の低下、ヒートアイランド現象等が依然として問題となっている状況を踏まえ、可能な限り自然の水循環の恩恵を増加させるため、国土交通省では以下の施策を進めている。

特定都市河川浸水被害対策法による雨水貯留・浸透施設の整備の推進

）施策の概要

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、河川・流域指定並びに流域水害対策計画を策定し、本格的に雨水貯留浸透施設等の整備を促進。

）施策の実施状況（平成 18 年度中心）

平成 18 年 7 月に寝屋川を特定都市河川に全国で 3 番目として指定した。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

特定都市河川及び特定都市河川流域に指定された鶴見川、新川、寝屋川流域において、雨水貯留浸透施設の整備が進んでいるところ。今後とも、調整を終えた流域から、順次、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定並びに流域水害対策計画の策定を進め、雨水貯留浸透施設の整備促進を図る。

都市内の水路等の保全・再生の推進

）施策の概要

都市域を中心とする河川流域における水のネットワーク再生のため、地下空間からの湧水や下水の高度処理水等の未活用水源を積極的に活用するとともに、河川の水を導水し、都市内の水環境改善を図る。

）施策の実施状況（平成 18 年度中心）

平成 17 年 3 月より全国 7 モデル地域において都市水路計画策定、実施設計、施工が進められている。また、平成 18 年 3 月「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」により、河川管理者以外の者が河川の流水を使用して環境用水を通水使用する場合に必要となる、河川法上の水利使用許可の取扱いに関する基準を明確化した。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

全国 7 地域のモデル地域における取組状況の検証結果を踏まえつつ、今後も都市内水路等の保全・再生にかかる地域の取組の促進を図る。

多自然川づくりの推進

）施策の概要

河川における生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出の観点から多自然川づくりの推進。

）施策の実施状況

多自然型川づくりレビュー委員会の提言を踏まえ、平成 18 年 10 月に「多自然川づくり基本

(水循環)

指針」を策定。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

平成18年10月に策定した「多自然川づくり基本指針」に基づき、多自然川づくりを推進する。

発電ガイドラインによる清流回復の取り組み

）施策の概要

昭和63年7月に河川局水政課長、開発課長の連名で通達を発出し、発電水利使用のうち、発電取水口や発電ダムから下流区間において維持流量が少なく河川管理上の支障の著しいものについては、発電事業者の協力の下、水利権の更新時を機会として河川の維持流量の確保に努めている。

）施策の実施状況

一級河川では、平成17年度末までにガイドライン対象発電所の86%（448発電所）で維持流量の放流が位置付けられ、清流回復延長も81%（5,100km）に及んでいる。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

清流回復は着々と進んでおり、発電ガイドラインによる取り組みを今後も継続していく。ただし、ガイドラインの対象となっている発電所は、一級河川では全体の64%に過ぎず、ガイドライン対象外の発電所の減水区間への対応が課題である。

ダムの弾力的管理の実施

）施策の概要

既存ダムの洪水調節容量の一部に、洪水調節に影響を及ぼさない範囲で流水を貯留し、その貯留した流水を下流河川の環境保全のために適切に放流する。

）施策の実施状況（平成18年度中心）

平成18年度においては、国土交通省所管ダムのうち、24ダムにおいて、ダムの弾力的管理試験を行い、効果の検証、ダム管理上における安全性の確認等を実施した。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

弾力的管理試験により、河川景観の向上、よどみの掃流などの効果が確認されている。今後も、弾力的管理による効果の把握に努めるとともに、洪水調節に影響を及ぼさない範囲での貯留量等ダム管理上における安全性について検討を継続する。

流域における水環境対策の取り組み

）施策の概要

流域における水環境を改善するため、清流ルネッサンス（「第二期水環境改善緊急行動計画」）等に基づき、河川、都市下水路、湖沼、ダム貯水池等において水環境に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水道管理者及び関係者が一体となって水環境施策を総合的かつ重点的に実施し、水質の改善、水量の確保を図る。

）施策の実施状況（平成18年度中心）

水環境の悪化が著しい全国の34箇所水環境改善事業を重点的に実施。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

今後も、登録箇所の対策事業を重点的に推進するとともに、地域住民による河川の美化清掃等や家庭からの汚濁負荷削減に関する啓発等に取り組む必要がある。

(水循環)

その他、関連する施策として以下の取り組みを推進

雨水の下水処理水の、水辺再生のためのせせらぎ用水、トイレ等の雑用水、その他、農業用水などへの活用により、人間活動に伴う人工的な水の流れが自然の水循環に及ぼす影響を極力緩和する取り組みを進めている。

(2) 総括的な分析等

今後とも、引き続き上記施策を推進するとともに、必要な施策の展開を図る。

調査内容項目 d)について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

近年、河川等身近な水環境の保全に関する市民の意識が高まっている状況を踏まえ、国土交通省では以下の施策を進めている。

市民と協働の水質調査・水生生物調査等

) 施策の概要

市民と協働で、水質調査、水生生物調査、新しい水質指標による調査を実施。

) 施策の実施状況(平成18年度中心)

継続的に、全国規模の簡易水質調査、環境省と連携した水生生物調査を実施。また、人と河川の豊かなふれあい等多様な視点で河川を評価する新しい水質指標に基づく住民協働調査を、全国一級河川において実施。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

施策実施により、水環境に対する市民の理解と関心は着実に進展している。一方で、市民による調査の多様化に伴い、全国的に統一された精度管理及び調査方法のマニュアル化が必要とされている。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

精度の高い調査を実施するとともに、調査結果等の活用を図っていく。

河川整備における住民参加

) 施策の概要

河川法において河川管理者は、河川整備計画の策定にあたって、関係都道府県知事、学識経験者、関係住民等の意見を聞かなければならないとされており、地域の実情等を踏まえて、河川ごとに工夫しながら河川行政を進めている。

) 施策の実施状況(平成18年度中心)

河川整備計画の策定にあたっては、河川や流域の特性や地域の実情に応じて工夫しながら、有識者会議、公聴会、ホームページ縦覧等様々な方法で幅広く、丁寧に住民からの意見聴取を行っている。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

今後とも、地域住民と密に連携した河川行政を進めていく。

(2) 総括的な分析等

市民による水質調査等の結果を踏まえ、河川環境施策への展開を図る。

(水循環)

調査内容項目 f)について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

国土交通省では以下の施策を進めている。

一級河川における水質調査

) 施策の概要

一級河川（直轄管理区間）における水質調査を実施。

) 施策の実施状況（平成 18 年度中心）

継続的に一級河川（直轄管理区間）において水質調査を実施し、結果を公表。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

河川環境管理の一貫として水質調査を実施し、必要に応じて対策を実施する等、河川環境の向上に資する。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

(2) 総括的な分析等

今後とも水質調査を実施しデータを蓄積するとともに、必要な対策を実施することにより、河川環境の向上に資する。

(水循環)

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	農林水産省
重点点検分野名	環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
重点調査事項	流域における水循環改善のための取組
調査内容項目	<p>流域全体を捉えて、いわば「流れの視点」から環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組を推進する観点から、以下の事項について調査。</p> <ul style="list-style-type: none">a) 森林の水源涵養等を目的とする山間部での取組の状況 〔環境省、国交省、農水省〕b) 川の流れの保全・回復や貯留浸透・涵養能力の保全・向上等を目的とする農村部及び都市郊外部での取組の状況 〔環境省、国交省、農水省〕c) 河川流量の低下、親水性の低下、ヒートアイランド問題等への対策を中心とする都市部での取組の状況〔環境省、国交省〕d) 住民参加の状況〔環境省、国交省〕e) 事業場における排水の水質管理体制強化のための取組の状況 〔環境省、経産省〕f) モニタリングポイント体制維持・強化のための取組の状況 〔環境省、国交省〕
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、農林水産省
<p>調査内容項目 a)について</p> <p>(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況</p> <p>平成 18 年 9 月に森林・林業基本計画が策定され、多面的な機能を発揮する森林を「緑の社会資本」と位置づけ、長期的視野に立った多様な森林づくりや、流域の保全と災害による被害の軽減、国産材の利用を軸とした林業・木材産業の再生等を進めることとしたところ。これにもとづき、特に、森林の水源かん養等の機能の維持・向上のため、以下の ~ の施策を進めている。</p> <p>また、総理からの指示に基づき、平成 19 年 2 月より国土の 3 分の 2 を占める森林が「美しい国、日本」の礎となるよう「美しい森林づくり推進国民運動」を展開している。具体的には、平成 19 年以降 6 年間で 330 万 ha の間伐を実施することや広葉樹林化、長伐期化等の多様な森林づくりを進めることを目標とし、関係閣僚会合の開催や、民間主導の全国推進会議の設置等を通じ、関係省庁との連携を強化するとともに、官民一体となった運動を推進している。</p> <p>保安林制度の適正な運用</p> <p>i) 施策の概要</p> <p>水源のかん養等、森林のもつ公益的機能の発揮が特に要請される森林について、計画的に保安林</p>	

(水循環)

に指定し、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制するなど適切な管理・保全を行う。

ii) 施策の実施状況 (H18 年度中心)

水源のかん養等、森林のもつ公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林の計画的な指定を進めるとともに、転用規制等の適切な運用により保全を図った。その結果、保安林面積は、平成 17 年度末の 1,165 万 ha から平成 18 年度末には 1,174 万 ha となる見込みとなっている。

iii) 施策の効果・課題・今後の方向性等

今後とも、全国森林計画 (平成 18 年 9 月変更) に基づき、保安林の計画的な指定を推進 (平成 30 年度目標 1,245 万 ha) するとともに、水源のかん養等の指定目的に応じた機能が持続的に確保されるよう適切な管理・保全を図っていくこととする。

iv) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

制度改正の予定なし。

森林の整備・保全の推進

i) 施策の概要

自然環境や生活環境の重要な構成要素である森林について、水源かん養等の多面的な機能を維持増進することにより豊かな国民生活の実現に寄与する環境を創造するため、森林の整備・保全を図る。

ii) 施策の実施状況 (H18 年度中心)

森林所有者等の林業生産活動の一環として行われる造林、保育、間伐等の森林施業を助長することにより、水源のかん養等森林の多面的機能の発揮を図るとともに、ダム上流の重要な水源地や集落の水源となっている保安林等において、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を図った (平成 17 年度の間伐実施面積約 35 万 ha)。また、平成 19 年度において、新たに、漁場保全や農業用水確保を目的とした森林整備を推進することとしている。

iii) 施策の効果・課題・今後の方向性等

適切な間伐等による人工林の整備や治山施設の設置等を行い、下層植生や樹木の根の発達促進や森林の崩壊の予防等を行うことにより、土砂流出の防止や水源かん養をはじめとした森林のもつ多面的機能の発揮に向けた取組を進めてきたところである。一方で、森林は間伐等の適切な管理を行わなければその機能が低下することが予想されること、及び地球温暖化の影響として局地的な豪雨の頻発による大規模な山地災害の発生等が懸念されることから、引き続き適切な森林の整備及び保全を進めることが重要である。その際、立地条件等を踏まえて針広混交林化等の多様な森林づくりを推進する。

iv) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

制度改正の予定なし。

その他関連施策として、以下の取組を進めている。

・伐採年齢の長期化、複層林の整備、針広混交林化等

適切な施業が必要な高齢級の人工林が今後増加すると見込まれており、森林の有する多面的機能を持続的に発揮できるよう、健全な森林の育成のための間伐はもとより、長伐期化、複層林化、針広混交林化等による多様な森林に誘導するため、森林施業計画の認定基準について、人工林において択伐を行う場合の更新期間や複層林における伐採材積の上限を緩和する見直し、天然力を活

(水循環)

用した森林整備を円滑に推進するための保安林の植栽義務の運用の見直しを行うとともに、都道府県、市町村向けに天然更新の完了基準の作成の手引きを作成するなど、森林所有者等の多様な森林の整備を促進する取組を実施している。

・ボランティア活動など流域の住民や事業者が参加した森林の保全・整備の取組

広く国民の理解を得つつ、社会全体で森林の整備・保全を支えていくことが重要であることから、企業やNPO等多様な主体による森林づくりを促進するため、活動内容の企画・提案、サポート体制の整備、活動の評価手法の開発や評価結果の活用、フィールドや技術等の各種情報収集・提供など、企業等が森林づくり活動に参加しやすい環境を整備するとともに、国有林野においては、企業等の森林づくり活動のためのフィールド提供等を推進している（ボランティア団体の数：1,863団体（H18年9月15日現在）「法人の森林」の設定状況：420ヶ所、1,994ha（H4～17年度末までの累計））。

・森林の公益的機能に着目した基金の活用

森林の公益的機能の発揮に資するための基金として、公的主体が管理する基金のほか、特定の地域において上下流の住民・自治体等が連携し水源地の森林づくりを行うための基金等が設置されてきているところであり、これら基金の設置状況や基金事業についての情報収集・提供を通じ地域の特性を踏まえた基金の活用を促進している。

調査内容項目b)について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

農業は、水源のかん養等の多面的機能を有しているが、近年、農村においては、農業生産活動の停滞・後退や集落機能の低下がみられ、多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念されており、農業の多面的機能を今後とも維持、向上させる外、水循環の改善を図るため、農林水産省では以下の施策を進めている。

耕作放棄地対策の推進

) 施策の概要

国土面積に比べて耕地面積が少ない我が国においては、食料自給率の向上及び農業の多面的機能の発揮等の観点から、耕作放棄地発生防止・解消に向けた各種施策を積極的に実施している。

) 施策の実施状況

担い手への農地の利用集積や新規参入促進を通じた耕作放棄地の有効活用

中山間地域等における条件不利を補正するため中山間地域等直接支払交付金の交付

放牧利用や市民農園の整備

ボランティアによる農地保全管理

等、各般の施策を講じてきている。

また、19年度からは、地域において農地等の適切な保全を図る「農地・水・環境保全向上対策」を実施することとしている。

) 施策の効果

平成17年度の耕作放棄地面積は38万6千ヘクタールで、平成12年度と比べ4万ヘクタール増加しているが、その前の5年間(平成7～12年)で10万ヘクタール増加したことと比べれば発生面積は相当程度低くなってきている。

(水循環)

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

現在、「農地政策に関する有識者会議」において、検証・検討を行っており、この秋には報告がなされることとなっている

農村地域における水質保全の促進

) 施策の概要

農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設を整備する農業集落排水事業を実施している。

) 施策の実施状況（平成 18 年度中心）

平成 18 年度は、農業集落排水事業を全国 610 箇所を実施した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策は、昭和 58 年度より本格実施しているが、これによる施設整備は着実に進み、汚水処理普及人口は増加しているものの、依然として都市部と農村部における整備格差が著しく、また、地方財政が厳しく公共事業予算が縮減傾向にあることから、今後も効率的、効果的に事業の推進を図る必要がある。

iv) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

制度改正の予定なし。

(水循環)

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	経済産業省
重点点検分野名	環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
重点調査事項	流域における水循環改善のための取組
調査内容項目	<p>流域全体を捉えて、いわば「流れの視点」から環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組を推進する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 森林の水源涵養等を目的とする山間部での取組の状況 〔環境省、国交省、農水省〕</p> <p>b) 川の流れの保全・回復や貯留浸透・涵養能力の保全・向上等を目的とする農村部及び都市郊外部での取組の状況 〔環境省、国交省、農水省〕</p> <p>c) 河川流量の低下、親水性の低下、ヒートアイランド問題等への対策を中心とする都市部での取組の状況〔環境省、国交省〕</p> <p>d) 住民参加の状況〔環境省、国交省〕</p> <p>e) 事業場における排水の水質管理体制強化のための取組の状況 〔環境省、経産省〕</p> <p>f) モニタリングポイント体制維持・強化のための取組の状況 〔環境省、国交省〕</p>
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、農林水産省
<p>調査内容項目 e)について</p> <p>事業場における排水の水質管理体制強化のための取組の状況については以下のとおり。</p> <p>経済産業省は、当省所管の産業界の排水の水質管理について、環境省と緊密に連携しつつ、排水規準の順守に努めている。例えば、平成19年3月に、経済産業省及び環境省は、事業者による全社会的な公害防止に関する環境管理の取組を促すため、事業者が実効性のある取組を実践する際に参考となる行動指針を示した「公害防止に係る環境管理の在り方に関する報告書」を取りまとめ、公表している。本報告書では、事業者が実効性のある公害防止に関する環境管理を実践するための行動指針（事業者向けガイドライン）が示されている。経済産業省及び環境省は、産業界、地方自治体への周知、説明会の開催等を通じて関係者への事業者向けガイドラインの普及啓発を推進するとともに、事業者及び産業界の取組状況をフォローアップすることとしている。</p>	

(水循環)

重点調査事項に係る点検結果

提出部局名	環境省
重点点検分野名	環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
重点調査事項	閉鎖性水域における環境改善のための取組
調査内容項目	<p>水質の改善がなかなか見られず、水域によっては水生生物等の生育・生息に障害を生じている閉鎖性水域について、流域全体を視野に入れつつ、その環境を改善する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a)閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に向けた取組(重点調査事項と重複するものを除く。)の状況(環境省、国交省、農水省、経産省)</p> <p>b)閉鎖性海域における失われつつある自然海岸、干潟、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組の状況(環境省、国交省、農水省)</p> <p>c)湖沼における湖辺植生や水生生物の保全・回復のための取組の状況(環境省、国交省、農水省)</p> <p>d)閉鎖性水域に関する調査研究の取組状況(非特定汚染源からの環境負荷に対する調査を含む)(環境省、国交省、経産省)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、農林水産省
<p>調査内容項目 a)について</p> <p>(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況</p> <p>閉鎖性水域においては、水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法に基づいた各種の対策を講じた結果、一定程度水質保全効果が認められるものの、水質環境基準の達成状況について顕著な改善が見られないといった状況を踏まえ、更なる流入汚濁負荷量の削減等を図るため、環境省では以下の施策を進めている。</p> <p>水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく水質総量規制の実施</p> <p>) 施策の概要</p> <p>水質汚濁防止法の排水基準(濃度規制)のみではCOD等の環境基準の達成が困難な、人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域を対象として、海域に流入する汚濁負荷を総合的に削減している。</p> <p>) 施策の実施状況(平成18年度中心)</p> <p>昭和54年から5次にわたりCODを対象に実施した(第5次からは窒素及びりんを対象に追加)。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>5次にわたる水質総量規制により、CODの汚濁負荷量は昭和54年時に比べ、東京湾で4割程度、伊勢湾及び瀬戸内海で5～6割程度まで減少し、その結果、大阪湾を除く瀬戸内海における窒素及びりんの環境基準はほぼ達成された。一方、東京湾、伊勢湾及び大阪湾における環境基準の達成率は十分とは言えない状況である。このため、東京湾、伊勢湾及び大阪湾では、水環境改善を図るため、また、大阪湾を除く瀬戸内海では、CODについては悪化を防ぐため、窒素及びりんについては現状を維持するため、平成21年度を目標年度とする第6次水質総量規制を実施する。</p>	

(水循環)

- ）課題を踏まえた検討中の制度改正等
特になし。

水質汚濁防止法に基づく窒素及びりん排水基準による規制

- ）施策の概要

窒素及びりんが海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として指定された全国の閉鎖的な海域（88 海域）を対象に、窒素及びりんの排水基準を設定し、排水の濃度規制を実施している。

- ）施策の実施状況（平成 18 年度中心）

平成 5 年より規制を開始した。また、一般排水基準の達成が困難な業種を対象に設定している暫定排水基準を、5 年ごとに見直している。

- ）施策の効果・課題・今後の方向性等

平成 15 年に改正・延長した暫定排水基準が平成 20 年に満了することから、事業場の実態等を調査し、改正を検討する。

- ）課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

湖沼流入負荷削減対策推進費

- ）施策の概要

湖沼への流入汚濁負荷割合の高くなっている非特定汚染源対策、未規制であった小規模事業場からの流入汚濁負荷対策及び生活排水の窒素、りん処理の高度化のためのガイドライン等を策定する。

- ）施策の実施状況（平成 18 年度中心）

非特定汚染源負荷及びその対策に関する各種データの収集、事例調査等を実施し、非特定汚染源負荷の原単位及び負荷削減効果の調査の考え方や手法、非特定汚染源対策の実施手法等について検討を実施した。

また、3 湖沼(霞ヶ浦、印旛沼、琵琶湖)においてモデル流域を設定し、未規制事業場の悉皆調査により排出汚濁負荷量を推計するとともに、指定湖沼における汚濁負荷量推計方法を整理し、今後の未規制事業場の規制の在り方に関する検討を実施した。

さらに、生活排水対策の効果的な事例を整理し、生活排水等処理水準向上のための方策について検討を実施した。

- ）施策の効果・課題・今後の方向性等

H19 年も本事業を実施し、ガイドライン等を取りまとめ、効果的な湖沼水質保全の取組を推進する。

- ）課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

(2) 総括的な分析等

閉鎖性水域の水質環境基準の達成状況の改善のため、第 6 次総量削減計画やガイドライン等に基づく汚濁負荷削減を推進することが重要である。

(水循環)

調査内容項目 b)について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

人々が海と親しむ場として利用される自然海浜や水質浄化機能等を有する干潟及び生物生息の場として重要な干潟、藻場等が失われてきた状況を踏まえ、これらの保全を総合的かつ計画的に推進するため、環境省では以下の施策を進めている。

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく埋立て等についての環境保全上の特別の配慮

) 施策の概要

瀬戸内海における公有水面埋立法に基づく埋立の免許又は承認については、瀬戸内海環境保全特別措置法第 13 条第 1 項における規定の運用についてとりまとめた同条第 2 項の基本方針(以下、「埋立ての基本方針」という。)に沿って、環境保全上の特別の配慮がなされている。

) 施策の実施状況(平成 18 年度中心)

瀬戸内海における埋立て面積は瀬戸内海環境保全特別措置法の施行以降大幅に減少しており、特に近年は非常に低い水準で推移している。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

今後とも「埋立ての基本方針」の適切な運用を図ることにより、瀬戸内海の環境の保全に努める。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区の指定

) 施策の概要

瀬戸内海における、水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されている、あるいは海水浴、潮干狩り その他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる海浜等に対し、瀬戸内海環境保全特別措置法第 12 条の 7 に基づく自然海浜保全地区制度により工作物の新築等に関する届出制が採用されており、自然海浜の保全と快適な利用の確保が図られている。

) 施策の実施状況(平成 18 年度中心)

瀬戸内海で 91 地区が自然海浜保全地区として指定されており、適切な保全がなされている。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

今後とも自然海浜保全地区制度により、干潟を含めた自然海浜の適切な保全に努める。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

(2) 総括的な分析等

今後とも関係機関と連携を図りつつ、自然海岸、干潟、藻場等の保全や底質改善に向けた取組を推進することが重要である。

調査内容項目 c)について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

湖辺に育成するヨシ原等の植生は、水質汚濁の原因となる物質を吸収する働きがあることから、湖沼の水質保全のためには、これらの植生の保全が重要であるといった状況を踏まえ、湖辺の植生の適

(水循環)

正な維持管理等を図るため、環境省では以下の施策を進めている。

湖辺植生維持管理手法確立調査

) 施策の概要

湖沼の水質改善に資するとされる湖辺の植物について、植物の種類、地域条件等を勘案のうえ、有識者等の助言を受けつつ、水質浄化の観点からの湖辺の植生の適正な維持管理手法に関するマニュアルを策定する。

) 施策の実施状況（平成 18 年度中心）

維持管理マニュアルの作成の前提として必要な湖辺植生の維持管理事例等の収集及び効果的な維持管理手法の検討を実施した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

H19 年度も引き続き本事業を実施し、湖辺植生の維持管理のためのマニュアルを作成し、湖辺植生の適正な維持管理の実施を促進する。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

(2) 総括的な分析等

今後は、湖辺の植生の維持管理マニュアルを策定すること及びこれに基づき、各湖沼の水質改善に資する湖辺の植生の維持管理により湖沼の水質改善を図ることが重要である。

調査内容項目 d) について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

閉鎖性水域においては、水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法による汚濁負荷削減のための各種取組により、汚濁負荷量を大きく削減したものの、顕著な水質改善につながっていない状況を踏まえ、効果的な水質改善等を図るため、環境省では以下の施策を進めている。

水質汚濁メカニズムの解明等

) 施策の概要

各閉鎖性海域で長期的に達成することが望ましい許容負荷量とその達成に向けた中長期的な対策の在り方を国民に理解しやすい中長期ビジョンとして取りまとめるにあたり必要となる、底生生物の生息環境に影響を及ぼす貧酸素水塊の発生機構、外海水の内湾への影響、海域での有機物の長期分解性等の水質汚濁メカニズムについて調査する。

) 施策の実施状況（平成 18 年度中心）

平成 16 年度から平成 18 年度の 3 カ年に渡って東京湾における貧酸素水塊の発生機構解明調査を実施した。また、平成 18 年度には外海水の内湾への影響に関する調査、海域での有機物の長期分解性に関する調査を実施した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

貧酸素水塊の発生・移動・消失機構について一定の知見を得るとともに、貧酸素状態を把握するためのモニタリング手法、さらに、その改善状況を評価するための手法を整理した。また、外海水の内湾への影響量や、海域での有機物の長期分解性に関する知見の集積を図った。これらを踏まえ、平成 19 年度以降も閉鎖性海域の環境改善対策等を総合的に推進していくための中長期ビジョンの確立に必要な水質汚濁メカニズムの解明に資する調査等を実施する。

(水循環)

- ）課題を踏まえた検討中の制度改正等
特になし

湖沼水質保全計画策定支援調査

- ）施策の概要

湖沼の汚濁負荷収支、汚濁の内部生産のメカニズムの把握による水質評価手法の確立、地域住民にもわかりやすい新たな水質管理目標の検討を実施する。

- ）施策の実施状況（平成 18 年度中心）

琵琶湖等において、湖沼計画の策定に必要な汚濁負荷量の把握のための調査を実施した。

- ）施策の効果・課題・今後の方向性等

H19 年度より、琵琶湖等湖沼水質保全高度化推進調査事業において、汚濁負荷メカニズムの解明等を図り、湖沼水質保全を一層推進する。

- ）課題を踏まえた検討中の制度改正等
特になし。

流出水対策推進モデル計画策定調査

- ）施策の概要

改正湖沼法（平成 18 年 4 月施行）により、市街地や農地からの流出水対策を推進するために都道府県が策定できることとなった流出水対策推進計画についてモデル計画を策定する。

- ）施策の実施状況（平成 18 年度中心）

農用地を中心とした地区における流出水対策を検討するため、諏訪湖流域をモデルに、現況把握及び対策効果の把握等を行い、流出水対策推進計画を策定するための手法について検討を実施した。

- ）施策の効果・課題・今後の方向性等

H19 年度も引き続き、地形条件等の異なるモデル湖沼毎に調査を実施するなど、各指定湖沼における市街地や農地からの汚濁負荷対策を推進する。

- ）課題を踏まえた検討中の制度改正等
特になし。

(2) 総括的な分析等

汚濁負荷メカニズムの解明により、閉鎖性水域の効果的な水質改善を図ることが重要である。

提出府省名	国土交通省
重点点検分野名	環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
重点調査事項	閉鎖性水域における環境改善のための取組
調査内容項目	<p>水質の改善がなかなか見られず、水域によっては水生生物等の生育・生息に障害を生じている閉鎖性水域について、流域全体を視野に入れつつ、その環境を改善する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に向けた取組(重点調査事項と重複するものを除く。)の状況〔環境省、国交省、農水省、経産省〕</p> <p>b) 閉鎖性海域における失われつつある自然海岸、干潟、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組の状況〔環境省、国交省、農水省〕</p> <p>c)湖沼における湖辺植生や水生生物の保全・回復のための取組の状況〔環境省、国交省、農水省〕</p> <p>d)閉鎖性水域に関する調査研究の取組状況(非特定汚染源からの環境負荷に対する調査を含む)〔環境省、国交省、経産省〕</p> <p>〔以上、関係府省すべて〕</p>
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、農林水産省
<p>調査内容項目 a)について</p> <p>(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況</p> <p>閉鎖性水域における水環境を改善するため、国土交通省では以下の施策を進めている。</p> <p>閉鎖性水域における水質浄化</p> <p>) 施策の概要</p> <p>閉鎖性水域における水環境を改善するため、「湖沼水質保全計画」「第二期水環境改善緊急行動計画」等に基づき、水質浄化事業等を実施。</p> <p>) 施策の実施状況(平成18年度中心)</p> <p>閉鎖性水域に流入する汚濁負荷の削減を図るため、流入河川等において水質浄化事業等を実施。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>閉鎖性水域の水質保全においては、従来から実施されてきた排出源対策に加え、面源負荷対策が必要である。</p> <p>閉鎖性水域へ流入する汚濁負荷の削減</p> <p>) 施策の概要</p> <p>湖沼や三大湾等の閉鎖性水域の汚濁負荷を削減するため、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進。</p>	

(水循環)

) 施策の実施状況

平成 19 年 4 月に高度処理共同負担制度に係る高度処理導入計画や費用負担の算定方法等の参考とするためのガイドラインを策定し、公表した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

引き続き、湖沼や三大湾等の閉鎖性水域における水質環境基準達成のため、流域別下水道整備総合計画に基づき高度処理を推進する。

(2) 総括的な分析等

閉鎖性水域における汚濁負荷メカニズムの解明を進める等、必要な施策を効果的に実施していく。

調査内容項目 b) について

閉鎖性海域においても、海岸侵食によって砂浜が失われている。また、閉鎖性海域は、海水交換が悪く、富栄養化が進んでおり、赤潮、青潮等が発生している。そこで、閉鎖性海域における失われつつある自然海岸、干潟、藻場等の再生、底質環境の改善を図るため、国土交通省では以下の施策を進めている。

) 施策の概要

突堤、離岸堤、ヘッドランド等の構造物による沿岸漂砂の制御や、養浜工等の対策を進めている。また、「渚の創生事業」として、海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所の余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進めている。

また、「海域浄化対策事業」として、ヘドロ・汚染物質等の浚渫・覆砂による底質環境の改善に取り組んでいるほか、港湾整備により発生する浚渫土砂を有効活用し、覆砂による底質改善及び干潟・藻場等の再生に取り組んでいる。

) 施策の実施状況

平成 18 年度に、「渚の創生事業」を鹿嶋海岸、伏木富山港海岸を含む 8 箇所で実施するとともに、東京湾奥等 3 海域、堺泉北港、百貫港等 6 港で覆砂及び干潟の再生を実施した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

海浜の整備や侵食対策を実施した箇所では、良好な砂浜の保全創出が促進された。また、覆砂を実施した箇所、干潟を再生した箇所では、COD が低下、生物生息数が増加する等の効果が確認された。

今後は、より有効な技術の検討・評価を行うとともに、関係機関による事業連携のアクションプログラムを策定するなどにより、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理に関する取組の推進により砂浜の創出に努める必要がある。また、青潮の発生要因のひとつと考えられている深掘跡の埋戻しを進めていく必要があるが、深掘跡の容量が大きいため、用材の確保や、浚渫土砂とリサイクル材の混合により土砂性状を改善する等、浚渫土砂をより一層有効活用することが必要である。

調査内容項目 c) について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

(水循環)

湖辺植生や水生生物の保全・回復のため、国土交通省では以下の施策を進めている。

汚濁負荷に関する調査・検討

) 施策の概要

人工湖岸等における湖辺植生等を再生・保全する自然再生事業等を実施。また、「河川水辺の国勢調査」により湖沼周辺に生息する生物の基礎情報を把握。

) 施策の実施状況（平成 18 年度中心）

平成 14 年度に自然再生事業を創設し、霞ヶ浦等において、湖辺環境、湖岸景観の再生・保全を実施するとともに、「河川水辺の国勢調査」等を実施。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

引き続き、自然再生事業を推進する。

(2) 総括的な分析等

湖岸の生物調査によるデータを蓄積するとともに、必要な対策を実施していく。

調査内容項目 d) について

調査項目に関わる施策ごとの状況

閉鎖性水域における環境モニタリング調査・研究の実施

i) 施策の概要

平成 15 年以降、東京、大阪、伊勢、広島各湾において、関係省庁及び自治体との連携のもと、各湾の再生のための行動計画を策定し、当該計画に基づいた環境モニタリングを含む各種施策の推進を行っている。

ii) 施策の実施状況

- ・海上保安庁の測量船により、瀬戸内海において貧酸素水の実態把握調査を実施。（平成 18 年度の観測点数：13 点）
- ・千葉灯標に設置したモニタリングポストにおいて、水質の常時観測を実施。（平成 14 年度より継続）
- ・地球観測衛星による観測データを利用し、東京湾内の広域にわたる赤潮等の発生、挙動、消滅などを把握する。（平成 15 年度より継続）
- ・海洋短波レーダによる「リアルタイム表層流況モニタリングシステム」を開発し、地方整備局と連携して東京湾・伊勢湾・大阪湾・有明海のモニタリング体制を確立した（平成 17 年度より、各地方整備局にて順次観測が開始され継続中）
- ・海域における生物生息場の保全、再生、創出に向けた研究として、運河部を含む生態系ネットワークの調査、干潟造成手法の開発、生き物の棲み処づくりなどのプロジェクトを産学官民の協働で実施（平成 15 年度より継続）
- ・外洋水の東京湾への影響を調べるため、東京湾口においてフェリーを用いた流況・水質の常時観測を実施。（平成 15 年度より継続）

iii) 施策の効果・課題・今後の方向性等

行動計画の策定された海域において、関係自治体や NPO 等多様な主体との連携強化を通じて各湾のモニタリング体制の維持に努めるとともに、汚染メカニズムの解明のための調査研究を行う。

iv) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

平成 19 年度に大阪湾再生行動計画の中間評価を実施予定。

(水循環)

その他関連する施策として、以下の取り組みを進めている。

- ・海洋汚染の科学的調査

昭和47年度より外洋に面した12の内湾域から外洋域にかけての汚染物質の拡がりの状態を把握するため、海水及び海底堆積物中の油分、PCB、重金属、有機スズ化合物、CODについて調査を実施。(平成18年度の観測点数：44点)

- ・面源負荷対策としての雨水貯留浸透施設に関する調査

市街地の面源負荷対策として、雨水ます、雨水浸透施設の設置、雨水貯留施設の設置等があげられ、これらの効果の検証とともに、構造基準、維持管理基準等の策定に向け、調査検討を進めている。

提出府省名	農林水産省
重点点検分野名	環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
重点調査事項	閉鎖性水域における環境改善のための取組
調査内容項目	<p>水質の改善がなかなか見られず、水域によっては水生生物等の生育・生息に障害を生じている閉鎖性水域について、流域全体を視野に入れつつ、その環境を改善する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a)閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に向けた取組(重点調査事項と重複するものを除く。)の状況(環境省、国交省、農水省、経産省)</p> <p>b)閉鎖性海域における失われつつある自然海岸、干潟、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組の状況(環境省、国交省、農水省)</p> <p>c)湖沼における湖辺植生や水生生物の保全・回復のための取組の状況(環境省、国交省、農水省)</p> <p>d)閉鎖性水域に関する調査研究の取組状況(非特定汚染源からの環境負荷に対する調査を含む)(環境省、国交省、経産省)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、農林水産省
<p>調査内容項目 a) 閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に向けた取組の状況について</p> <p>【1】</p> <p>(1)調査項目に関わる施策ごとの状況</p> <p>農林水産省では、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)」に適合した家畜排せつ物の適正な管理が行われるよう、「畜産環境緊急特別対策事業」等により、家畜排せつ物処理施設の整備や適切な運転・管理技術の普及を推進しているところである。</p> <p>「家畜排せつ物法」に基づいた適正な管理が行われることにより、閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に寄与。</p> <p>「家畜排せつ物法」の着実な施行</p> <p>)施策の概要</p> <p>家畜排せつ物の処理・保管の基準(管理基準)を定め、これに係る行政指導や罰則等の事項を規定したものである。</p> <p>)施策の実施状況(平成18年度)</p> <p>本格施行後の法対応状況(18年12月1日時点)については、管理基準対象農家60,033戸の99.9%が管理基準に適合との結果。</p> <p>)施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>今後、簡易対応等を行った農家について、経営条件等を勘案した上で、必要に応じ、持続的で環境保全効果の高い管理形態への移行を図っていくとともに、管理基準不適合農家については、管理基準に適合させるよう、引き続き都道府県による指導等を行うことが必要。</p> <p>)課題を踏まえた検討中の制度改正等</p>	

(水循環)

現行制度にて対応可能のため、特になし。

「畜産環境緊急特別対策事業」の推進

) 施策の概要

簡易な措置により家畜排せつ物法管理基準に対応した農家等に対して、必要に応じ、持続的で環境保全効果の高い家畜排せつ物処理施設の整備の推進等を図り、環境と調和した畜産業の確立を推進する。

) 施策の実施状況(平成 18 年度中心)

家畜排せつ物処理施設の整備を平成 18 年度に 839 地区で実施したほか、関連した知識の普及・啓発等の事業を実施。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

平成 18 年 12 月現在の家畜排せつ物法施行状況調査において 99.9%の農家が同法管理基準に対応するなど、本事業による家畜排せつ物処理施設の整備等により家畜排せつ物の管理の適正化を着実に推進してきたところ。今後は、平成 19 年度中に必要な施設整備を完了できるよう着実に事業を推進。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

なし(本事業は平成 19 年度で終了の見込み)

[2]

(1) 調査項目に関わる施策毎の状況

農業は本来、自然と調和した形で営まれる産業であるが、効率の過度の追求や不適切な資材利用・管理によって閉鎖性水域の水質の悪化などの環境への負荷や二次的自然環境の劣化を招くなどの恐れがあるため、農林水産省では、生産性との調和に留意しつつ、肥料・農薬の使用低減等による環境負荷の軽減に配慮することが重要との観点から、環境保全型農業を全国的に推進してきたところである。特に、平成 17 年 3 月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画においては、「我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進する」と位置づけ、取組を強化しているところ。

農業環境規範の普及・定着

) 施策の概要

食料・農業・農村基本計画に基づき、我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進するため、土づくりの励行や、適切で効果的な施肥、防除等農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき事項を取りまとめた「環境と調和の取れた農業生産活動規範(農業環境規範)」を平成 17 年 3 月に策定し、その普及・定着を推進。

) 施策の実施状況

ポスターの配付(100 万枚)やシンポジウムの開催等による普及・啓発活動を実施。また、取組の普及・定着を図るため、農林水産省が実施する補助事業等について、要件化等の関連づけを実施(H17:6 事業、H18:11 事業、H19:26 事業)

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

農業環境規範を関連づけた事業数は着実に拡大しており、取組は拡大しているものと考えられる。引き続き、関連づけ事業の拡大を図るとともに、モニター調査等を活用し、農業環境規範の普及・定着の実態を把握し、今後の推進活動に反映する。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

(水循環)

なし

持続的な農業生産方式の導入の促進

) 施策の概要

環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を図るため、持続農業法に基づき、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）を認定し、支援措置を講じることにより持続性の高い農業生産方式の導入を促進。

) 施策の実施状況

平成 18 年度は 34,870 件の認定を行い、平成 19 年 3 月末現在のエコファーマーの認定件数は 127,266 件となっている。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

これまでの普及・啓発活動の成果や環境問題に対する国民の関心の高まりを受け、生産者や生産者団体等においても環境と調和の取れた農業生産に対する意識が高まっていること等により、エコファーマー数は近年急激に増加しており、引き続き、認定の促進を図る。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

なし

化学肥料・化学合成農薬の使用を大幅に低減する先進的な取組への支援の導入

) 施策の概要

地域において農地・農業用水等の資源や環境の良好な保全と質的な向上を図るため、平成 19 年度より農地・農業用水等の資源や農村環境を保全向上させる共同活動と一体的に、地域でまとめて化学肥料、化学合成農薬の使用を大幅に低減する等の先進的な営農活動を支援する仕組みを導入。

有機農業の推進

) 施策の概要

平成 18 年 12 月に制定された「有機農業の推進に関する法律」に基づき、化学肥料、化学合成農薬を使用しないこと等を基本とする有機農業を推進。平成 19 年 4 月には法に基づく基本方針を策定。今後、基本方針の具体化のための予算要求等を検討。

(2) 総合的な分析等

農業環境規範の普及・定着やエコファーマーの認定の促進により、適正な施肥や、化学肥料、化学合成農薬の削減など、汚濁負荷量の削減に向けた取組は着実に広がりを見せていると考えられ、農業分野における閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に向けた取組は着実に進展しているものと考えられる。また、新たな施策の導入により、環境負荷を大幅に低減する取組の拡大も見込まれるところである。今後とも閉鎖性水域を有する都府県とも連携し、汚濁負荷量の削減に向けた取組を進めてまいりたい。

【 3 】

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

農地等から閉鎖性水域へ流入する汚濁負荷量の削減を図るため、農林水産省では以下の施策を進め

(水循環)

ている。

水質保全対策事業（一般型）の推進

) 施策の概要

農地等から閉鎖性水域へ流入する汚濁負荷量の削減を推進し、水資源の総合的な保全に資するため、浄化水路や曝気施設等の浄化施設整備等を実施する。

) 施策の実施状況（平成 18 年度中心）

平成 18 年度は、閉鎖性水域の水質浄化を目的として、全国 6 地区にて水質保全対策事業（一般型）を実施した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策は平成 6 年度より実施しており、全国にて平成 18 年度迄に 29 地区を完了している。一方、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼については、水質環境基準の達成状況が芳しくない状況が見られ、平成 17 年 6 月に湖沼水質保全特別措置法の改正に伴い、農地・市街地等から流出する汚濁負荷への対策が必要な地域を指定し、重点的に流出水対策を実施するための「流出水対策地区制度」が創設されたことから、今後、流出水対策地区については当該事業を導入し、より一層の流出水対策を推進する必要がある。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

なし

調査内容項目 b)について、

(1) 調査項目に関わる施策毎の状況

効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るため、農林水産省では、以下の施策を進めている。

漁場環境保全創造事業の実施

) 施策の概要

近年、沿岸域の工業化、大都市化の進展に伴う工業排水、都市排水、各種廃棄物等の流入により沿岸の漁場環境が悪化しており、漁場としての効用の低下が問題となっているため、効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善により、水産資源の生息環境の保全・創造に資することを目的としている。

) 施策の実施状況

平成 18 年度は、全国の閉鎖性水域 22 地区（H18 当初予算 2,378 百万円）において事業が実施され、堆積物の除去、覆砂などの、漁場環境改善の取組が行われた。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

平成 19 年 6 月に閣議決定された漁港漁場整備長期計画では、概ね 5 年後を目処に、概ね 25 万 ha の漁場において効用回復に資する堆積除去等を推進するとともに、概ね 5,000 ha の藻場・干潟の造成に相当する水産資源の生息環境を新たに保全・創造するとされており、今後も目標の達成にむけ、漁場環境保全創造事業の推進を図る必要がある。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

(水循環)

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	農林水産省(水産庁)
重点点検分野名	環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
重点調査事項	閉鎖性水域における環境改善のための取組
調査内容項目	<p>水質の改善がなかなか見られず、水域によっては水生生物等の生育・生息に障害を生じている閉鎖性水域について、流域全体を視野に入れつつ、その環境を改善する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に向けた取組(重点調査事項と重複するものを除く。)の状況(環境省、国交省、農水省、経産省)</p> <p>b) 閉鎖性海域における失われつつある自然海岸、干潟、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組の状況(環境省、国交省、農水省)</p> <p>c)湖沼における湖辺植生や水生生物の保全・回復のための取組の状況(環境省、国交省、農水省)</p> <p>d) 閉鎖性水域に関する調査研究の取組状況(非特定汚染源からの環境負荷に対する調査を含む)(環境省、国交省、経産省)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、農林水産省

調査内容項目 c)について

湖沼の漁場改善技術開発事業

) 事業の概要

湖沼漁場は、閉鎖性水域である等の理由により水質及び底質の悪化が進んでいる。また、コイヘルペス等の魚病の発生や外来魚の影響は、湖沼漁業に重大な影響を与えており、湖沼漁場の保全・修復による漁業再生が急務である。加えて、湖水は飲用水等にも利用されており、湖沼漁場の保全・修復においては、水質保全の観点も求められる。このように湖沼漁場は、海面漁場とは異なる条件・課題を有しており、漁場再生を図るには、水環境そのものの改善等、独自の視点及び基準に立脚した漁場の保全・修復について検討が必要であり、農林水産省としても湖沼漁業再生への支援策として、本格的な技術開発に取り組んでいる。

) 事業内容

- (1)湖沼漁場が抱える問題点の整理及び湖沼の特性に応じた漁場の保全・修復技術の検討
- (2)湖沼漁場の保全・修復技術を活用したモデル事業の実施及び事業効果のモニタリングを通じたモデル事業の検証(平成18年度においては、琵琶湖、宍道湖でモデル事業を実施)
- (3)モデル事業の検証結果を踏まえた湖沼漁場の保全・修復についてのガイドライン策定を実施する。(事業期間は平成18年度～20年度の3ヵ年計画)

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

本事業は、湖沼の漁場環境の改善対策に必要な技術を確立し、その技術を普及することにより、今後の湖沼漁場整備の取組の促進を図り、湖沼の漁業生産量の維持・増大を通じ、「水産物の安定

(水循環)

供給の確保」の政策目標の一つである「関係漁業生産量 2,106 千トン(H24)の確保」を達成するための有効な手段の一つとなるものである。事業終了後の展望として、確立された湖沼漁場の整備手法とその普及により、全国の湖沼を対象とした漁場整備が促進され、漁業生産量の増大が期待される。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	経済産業省
重点点検分野名	環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
重点調査事項	閉鎖性水域における環境改善のための取組
調査内容項目	<p>水質の改善がなかなか見られず、水域によっては水生生物等の生育・生息に障害を生じている閉鎖性水域について、流域全体を視野に入れつつ、その環境を改善する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に向けた取組(重点調査事項と重複するものを除く。)の状況(環境省、国交省、農水省、経産省)</p> <p>b) 閉鎖性海域における失われつつある自然海岸、干潟、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組の状況(環境省、国交省、農水省)</p> <p>c) 湖沼における湖辺植生や水生生物の保全・回復のための取組の状況(環境省、国交省、農水省)</p> <p>d) 閉鎖性水域に関する調査研究の取組状況(非特定汚染源からの環境負荷に対する調査を含む)(環境省、国交省、経産省)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省、国土交通省、農林水産省
<p>調査内容項目 a)について</p> <p>閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に向けた取組状況については以下のとおり。</p> <p>経済産業省は、閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減について、環境省と緊密に連携しつつ、閉鎖性水域の改善・保全に努めている。例えば、平成19年3月に、経済産業省及び環境省は、事業者による全社的な公害防止に関する環境管理の取組を促すため、事業者が実効性のある取組を実践する際に参考となる行動指針を示した「公害防止に係る環境管理の在り方に関する報告書」を取りまとめ、公表した。本報告書では、事業者が実効性のある公害防止に関する環境管理を実践するための行動指針(事業者向けガイドライン)が示されている。経済産業省及び環境省は、産業界、地方自治体への周知、説明会の開催等を通じて関係者への事業者向けガイドラインの普及啓発を推進するとともに、事業者及び産業界の取組状況をフォローアップすることとしている。</p> <p>調査内容項目 d)について</p> <p>閉鎖性水域に関する調査研究の取組状況については以下のとおり。</p> <p>経済産業省は、東京湾等の閉鎖性水域の汚濁メカニズムを解明するため、平成17年度より「環境負荷物質対策調査(閉鎖性海域水質環境対策検討調査)」を実施し、汚濁メカニズムの解明のための東京湾における新規水質モデルの開発を行っている。</p>	

(水循環)

i) 施策の実施状況

平成 17 年度：新規水質モデルの基本設計を実施（予算額 20 百万円）

平成 18 年度：新規水質モデル（ボックスモデル）を開発（予算額 21 百万円）

ii) 施策の効果・課題・今後の方向性等

当該調査研究は、平成 17 年度から 3 年計画で開始したものであり、今後は平成 18 年度に開発したモデルに底生生物による攪乱を考慮するなど改良を加えるとともに、閉鎖性海域の環境改善対策（覆砂、干潟の造成等）による浄化効果、対策費用等に関する検討を行う予定。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	環境省
重点点検分野名	長期的な視野をもった科学技術、環境情報、政策手法等の整備
重点調査事項	環境に関する情報の整備及び提供についての取組状況
調査内容項目	<p>経済・社会までも含んだ幅広い環境情報の中から特に必要となる情報を行政施策において幅広く利用できるようにし、また、国民に分かりやすい情報を提供することにより環境保全への国民の参加を促進するため、以下の事項について調査。</p> <p>a) OECD が示している環境指標の 3 分類(環境への負荷、環境の状態、対策)に合致した環境情報について、関係府省の保有状況及び政府内での統合的な整理管理体制の状況如何</p> <p>b) 問題分野ごとに、環境圧力の背後にある経済活動等に関する統計情報や対応に関する統計情報を環境指標と関連させて収集する必要性があるが、現状や将来の方向性如何</p> <p>c) 上記 3 分類の統計情報を環境問題ごとに集約し、国民に分りやすい形で公表しているかどうか、現状と課題如何</p> <p>(総務省以外の府省については、環境省が調査の上とりまとめ。総務省からは統計制度を所管する立場から回答)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、内閣府、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、財務省、金融庁、総務省、文部科学省、外務省
ヒアリング府省	環境省、総務省
<p>調査内容項目 a)について</p> <p>(1)関係府省の保有状況</p> <p>環境統計集を中心に、関係府省の環境情報の保有状況(総数300件、うち環境統計集以外22件)を調査した結果の詳細は、別紙のとおりである。</p> <p>各環境情報のメタデータを集計し、環境情報の収集、提供、保存の現状と傾向を調査した結果、全体的な傾向として、1年周期で定期的に収集され、ホームページと印刷物の両方による提供(政府全体としての300件のホームページ公開率は100%。データの出典元におけるホームページ公開率は77%(日本語に限る。))、電子媒体と印刷物の両方による保存が多数を占めた。</p> <p>(2)政府内での統合的な整理管理体制の状況</p> <p>政府内での環境情報の統合的な整理管理体制はなく、それぞれの府省内における個々の担当部署が、情報の収集、整理、管理を行っている例が多い。</p> <p>環境省では、環境白書や環境統計集等において、環境省及び他の政府機関が取りまとめる各種環境情報を整理し公表している。</p> <p>調査内容項目 b)について</p> <p>(1)現状</p> <p>関係府省への調査の結果、統計情報を環境指標と関連させて収集している例は少ないが、収集した統計</p>	

(基盤整備)

情報を環境指標と関連させて、個々の政策立案などに反映させている。

環境省では、平成14年から毎年発行している環境統計集において、基本的にOECDにより提唱された「負荷」、「状態」及び「対策」の3分類を踏まえつつ、「負荷」と、その背後にある「人間活動」を「環境への負荷等の駆動力(driving force)」として捉え、情報を収集している。

(2) 将来の方向性

環境に関する情報は、環境省以外にも複数省庁から提供されており、環境指標を踏まえ、各種情報を結びつけることが、問題の分析等においても有効である。この点については、今回の調査において、関係府省からも、関係府省が収集した情報を、環境省において横断的に関連づけることが望ましいとの意見が提出されている。

これらを踏まえ、各省庁が有する関係情報を共有化し、環境指標とその背景となる社会経済に関する情報を連携させて一元的に提供ができるような情報収集・提供の在り方を検討する必要があると考えており、今後、環境情報戦略を策定していく中で検討を行っていききたい。

調査内容項目 c) について

(1) 現状

各種の環境に関わる統計情報を、環境省において環境統計集として集約するに当たり、3分類に区分し、体系的に整理している。

各府省のホームページなどにおいて、国民に分かりやすい形(過年度の調査結果との比較、図表やグラフによる表示、解説付き等)で公表している。

例：生物多様性情報システム(J-IBIS)、PRTTRデータ集計・公表システム

また環境省では、各種の環境に関わる統計情報を各課題ごとに体系的に整備するとともに、問題ごとに集約する等、国民に分かりやすく提供する主なものとして、環境統計集の発行以外にも次の取組を行ってきている。

ア．環境省ホームページにおいてデータを公表している。またこうした統計情報も含めた環境に関わる情報源データベースとして環境情報総合データベースを運用している。

イ．環境・循環型社会白書において統計情報を図表化したり、詳しい分析を加えている。またその普及のため、環境白書、図で見る環境白書、こども環境白書、英語版図で見る環境白書を作成・発行している。

(2) 課題

今後、提供内容や提供方法等により工夫を凝らし、国民ひとりひとりの行動に結びついていくよう、各省連携して情報提供を行っていく必要がある。

特に、環境情報のニーズは、情報を利用する主体によって大きく異なっていることから、利用者のニーズに合った情報提供形態を確保する必要がある。また、情報の即時性・正確性を確保するほか、情報の受け手の参画・協働の推進を促すために双方向性(コミュニケーション)の確保についても留意していく必要がある。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	総務省
重点点検分野名	長期的な視野をもった科学技術、環境情報、政策手法等の整備
重点調査事項	環境に関する情報の整備及び提供についての取組状況
調査内容項目	<p>経済・社会までも含んだ幅広い環境情報の中から特に必要となる情報を行政施策において幅広く利用できるようにし、また、国民に分かりやすい情報を提供することにより環境保全への国民の参加を促進するため、以下の事項について調査。</p> <p>a) OECD が示している環境指標の 3 分類(環境への負荷、環境の状態、対策)に合致した環境情報について、関係府省の保有状況及び政府内での統合的な整理管理体制の状況如何</p> <p>b) 問題分野ごとに、環境圧力の背後にある経済活動等に関する統計情報や対応に関する統計情報を環境指標と関連させて収集する必要性があるが、現状や将来の方向性如何</p> <p>c) 上記 3 分類の統計情報を環境問題ごとに集約し、国民に分りやすい形で公表しているかどうか、現状と課題如何</p> <p>(総務省以外の府省については、環境省が調査の上とりまとめ。 総務省からは統計制度を所管する立場から回答)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、内閣府、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、財務省、金融庁、総務省、文部科学省、外務省
ヒアリング府省	環境省、総務省
【回答】	<p>統計制度を所管する総務省(政策統括官(統計基準担当))における取組については、平成 18 年 12 月 20 日に開催された第 41 回中央環境審議会総合政策部会において、政府統計の体系的整備における環境統計についてどのように取り組まれているか、統計情報の二次的利用の観点から、既存の統計調査の情報を活用するに当たっての課題と今後の方向性、について回答してもらいたいとされており、これらに関する取組は次のとおりである。</p> <p>1. 統計の体系的整備</p> <p>今後 5 年から 10 年を見込んだ統計行政の進むべき指針として「統計行政の新たな展開方向」を平成 15 年 6 月に各府省統計主管部局長等会議の申合せとして取りまとめたところであり、この中において、社会・経済の変化に対応した統計の整備が求められる分野の一つとして「環境統計の整備」に取り組むこととしている。</p> <p>これを踏まえ、各府省において統計の整備等が進められており、平成 18 年 6 月末に取りまとめたフォローアップでは、平成 17 年度の取組ではあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計未整備の民生業務部門等を含め、業種横断的にエネルギーの消費構造を把握するための統計調査の創設に向け、平成 17 年度に第二次試験調査を実施

(基盤整備)

・自動車輸送統計調査における燃料消費量の精度及び調査方法等の妥当性を検証するため、自動車燃料消費量の把握に係る第二次予備調査を実施
などの取組が行われているところである(平成18年度取組については現在フォローアップ作業を行っているところ。)

今後、平成19年5月23日に公布された新統計法(現行の統計法の全部を改正するもの)に基づき、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画(基本計画)を閣議決定することとしており、環境統計についても検討対象になり得るものと考えている。

2. 統計情報の二次的利用

現行統計法における指定統計調査の調査票の二次利用については、調査対象者の秘密の保護及びそれによる統計調査に対する信頼の確保を図る観点から、法第15条において、原則として目的外に利用することを禁止し、総務大臣が承認した場合に限り目的外利用を認めているところであり、従来から、行政機関等が利用する場合などに限りこれを認めている。

新統計法における統計調査の調査票の二次利用については、学術研究目的等のための利用というニーズに応えるため、秘密の保護に十分配慮しつつ、

- ・委託による統計の作成(調査実施者が、一般から個別のオーダーを受けて調査票情報を用いた集計等を行い、その結果のみを依頼者に提供するもの。いわゆるオーダーメイド集計。)
- ・匿名データの作成及び提供(調査実施者が、調査票情報を個々の調査対象者の識別ができないよう加工し、一般からの求めに応じて提供するもの。)

を制度化し、学術研究等の一定程度の公益性が認められる場合、これらの制度を利用させることができるようにした。

今後、新統計法の全部施行までの間に、これらの制度を適切に運用するための政省令・ガイドライン等の検討を行うこととしている。

平成19年版環境に関する統計集整理表

表番	章	カテゴリー	出典 (統計資料名)	表名(具体的事項)	P S R 分類			作成・編集機関 (担当府省庁)	定期1・不 定期2	頻度1~9(1回限り 毎月2 四半期3 半 年4 年5 2年6 3年7 5年8 その他9)	保存形態 (電子媒体 1・印刷物2 両方3)	公開方法(ホ-ム ページ1,印刷物2, 両方3,他4)	市販の有 無(紙1 電子2 両 方3) 無4
					P	S	R						
1.1	社会経 済一般	国内基本指 標	総人口:国勢調査報告 平成17年は、「平成17年国勢調査 第1次基本集計結果」	都道府県別人口				総人口:総務省	1	8	3	3	3
1.1			総面積:全国都道府県市区町村別面積調	都道府県別面積				総面積:国土交通省	1	5	3	3	3
1.1			森林面積:2005年農林業センサス	都道府県別森林面積				森林面積:農林水産省	1	8	3	3	4
1.1			土地利用:固定資産の価格等の概要調書(土地)	都道府県別固定資産価格				土地利用:総務省	1	5	3	4	4
1.1			耕地面積:耕地及び作付面積統計	都道府県別耕地面積				耕地面積:農林水産省	1	5	3	3	1
1.1			県内総生産:県民経済計算年報 平成17年版	都道府県別総生産				県内総生産:内閣府	1	5	3	3	3
1.1			使用電力量:電気事業便覧 平成17年版	都道府県別使用電力量				使用電力量:資源エネルギー庁	1	5	2	2	1
				国勢調査報告	单身世帯の増加			総務省	1	8	3	3	3
				商業統計	24時間対応の店舗(終日営業のコンビニ)			経済産業省	1	8	3	3	3
				我が国の1970年度以降の長期債務残高の推移及び対GDP比	計数表			財務省	1	5	1	1	4
1.2				平成17年国勢調査 第1次基本集計結果	都市別人口			総務省	1	8	3	3	3
1.3				総合エネルギー統計 平成16年度版	わが国のエネルギーフロー(平成15年度版)			資源エネルギー庁	1	8	3	3	1
1.4				総合エネルギー統計 平成16年度版	国内一次エネルギー総供給の推移			資源エネルギー庁	1	8	3	3	1
1.5				総合エネルギー統計 平成16年度版	国内最終エネルギー消費の推移			資源エネルギー庁	1	8	3	3	1
1.6				総合エネルギー統計 平成16年度版	民生部門エネルギー別最終エネルギー消費量			資源エネルギー庁	1	8	3	3	1
1.7				食料需給表	食料需給			農林水産省	1	5	3	3	1
1.8				経済産業省生産動態統計調査 鉄鋼需給動態統計調査	鉄鋼製品需給			経済産業省	1	5	2	2	3
1.9			海外基本指 標	世界の統計2006	国・地域別 人口・面積・GDP			総務省	1	5	3	3	1
1.10				世界の統計2006	世界人口推移			総務省	1	5	3	3	1
1.11				世界の統計2006	主要都市人口			総務省	1	5	3	3	1
1.12				世界の統計2006	国・地域別 輸出入総額			総務省	1	2	2	2	1
1.13				世界の統計2006	国・地域別 一次エネルギー生産量・エネルギー消費量			総務省	1	5	2	2	1
1.14				世界の統計2006	国・地域別 石炭・原油・天然ガス・電力消費量(2002年)			総務省	1	5	2	2	1
1.15	世界の統計2006	鉱業生産量(エネルギー資源)				総務省	1	5	2	2	1		
1.16	世界の統計2006	電力発電量				総務省	1	5	2	2	1		
1.17	世界の統計2006	石炭・原油・天然ガス・ウラン埋蔵量				総務省	1	5	2	2	1		
1.18	世界の統計2006	鉄道輸送量				総務省	1	5	1	1	4		
1.19	世界の統計2006	道路の現況				総務省	1	5	2	2	1		
1.20	世界の統計2006	各国の自動車保有台数				総務省	1	5	2	2	1		
1.21	世界の統計2006	熱量供給量(2002年)				総務省	1	5	1	1	4		
1.22	世界の統計2006	水産物生産量(種類別捕獲量)				総務省	1	5	2	2	1		
1.23	世界の統計2006	開発途上国の社会・環境指標				総務省	1	5	2	2	1		
		WORLD DEVELOPMENT INDICATOR	主要経済指数			外務省	1	5	3	3	1		
		HUMAN DEVELOPMENT REPORT	主要開発指数			外務省	1	5	3	3	1		
2.1	地球温 暖化	温室効果ガ ス排出	環境省地球環境局地球温暖化対策課資料	国内各温室効果ガスの排出量の推移				環境省	1	5	3	1	4

平成19年版環境に関する統計集整理表

表番	章	カテゴリー	出典 (統計資料名)	表名(具体的事項)	P S R 分類			作成・編集機関 (担当府省庁)	定期1・不 定期2	頻度1～9(1回限り1 毎月2 四半期3 半 年4 年5 2年6 3年7 5年8 その他9)	保存形態 (電子媒体 1・印刷物2 両方3)	公開方法(ホ-ム ページ1,印刷物2, 両方3,他4)	市販の有 無(紙1 電子2 両 方3) 無4
					P	S	R						
2.2			環境省地球環境局地球温暖化対策課資料	国内二酸化炭素の部門別排出量の推移			環境省	1	5	3	1	4	
2.3			環境省地球環境局地球温暖化対策課資料	二酸化炭素排出量及び主要な社会経済活動量の推移			環境省	1	5	3	1	4	
2.4			OECD Environmental Data Compendium 2004	主要国及び各地域におけるエネルギー使用による二酸化炭素排出量の推移			環境省	1	5	2	2	1	
2.5			OECD Environmental Data Compendium 2004	主要国および各地域における二酸化炭素の発生源別排出量			環境省	1	6	2	2	1	
2.6			米国立研究所 NOAA	大気中CO2濃度と人為的排出量			環境省	2	9	1	1	4	
2.7			OECD Environmental Data Compendium 2004	主要国及び各地域における各温室効果ガスの排出量(2003年)			環境省	1	6	2	2	1	
2.8			消費動向調査(全国目次)	主要耐久消費財の普及率(一般世帯)			内閣府	1	5	2	3	1	
2.9			気象庁報道発表資料	世界及び日本の年平均地上気温の年差			気象庁	1	5	1	1	4	
			気象庁年報	熱帯夜日数			気象庁	1	5	1	1	2	
2.10	地球環 境	オゾン層破壊	平成17年度 オゾン層等の監視結果に関する年次報告書	日本におけるフロン出荷量の推移			環境省	1	5	3	3	4	
2.11			平成17年度 オゾン層等の監視結果に関する年次報告書	日本におけるHCFCの生産量・消費量の推移			環境省	1	5	3	3	4	
2.12			The Alternative Fluorocarbons Environmental Acceptability Study(AFEAS)	世界における主要なフロンの生産量の推移			環境省	1	5	1	1	4	
2.13			P R T R データの概要(各年度版)	P R T R によるオゾン層破壊物質の排出量			環境省	1	5	3	3	4	
2.14			平成17年度フロン等オゾン層影響微量ガス監視調査	特定物質(CFC等)の大気中平均濃度の経年変化(測定地点北海道)			環境省	1	5	3	3	4	
2.15			オゾン層観測報告2005	日本上空のオゾン全量の年平均値の推移			気象庁	1	5	1	1	4	
2.16			オゾン層観測報告2005	南極のオゾンホール面積の推移			気象庁	1	5	1	1	4	
2.17			環境省地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室資料	フロン類の回収・破壊量等の状況			環境省	1	5	1	1	4	
2.18			UNEP	わが国のモントリオール議定書多数国間基金への拠出金			環境省	1	7	1	1	4	
2.19		酸性雨	GREENHOUSE GAS INVENTORY DATABASE	各国の二酸化硫黄(SO ₂)排出量の推移			環境省	1	5	1	1	4	
2.20			GREENHOUSE GAS INVENTORY DATABASE	各国の窒素酸化物(NOx)排出量の推移			環境省	1	5	1	1	4	
2.21			OECD Environmental Data Compendium	各国及び主要都市の二酸化硫黄濃度の推移 1980 - 2000			環境省	1	6	3	3	1	
2.22			OECD Environmental Data Compendium	各国及び主要都市の二酸化窒素濃度の推移 1980 - 2000			環境省	1	6	3	3	1	
2.23			EMEP Measurement Network	ヨーロッパの酸性雨の状況(降水中pHの年平均値)			環境省	1	5	1	1	4	
2.24			環境省資料	日本の酸性雨の状況(降水中pHの年平均値)			環境省	1	5	3	3	4	
2.25			Data Report on the Acid Deposition in the East Asian Region	東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)測定地点における年平均pH			環境省	1	5	3	3	4	
2.26		水質	OECD Environmental Data Compendium	河川の水質			環境省	2	9	3	4(環境統計集)	4	
2.27			OECD Environmental Data Compendium	湖沼の水質			環境省	2	9	3	4(環境統計集)	4	
2.28			OECD Environmental Data Compendium	下水処理施設利用人口			環境省	1	6	3	2	4	
2.29		水資源	2006 World Development Indicators	各国の淡水資源と取水量			環境省	2	9	3	4(環境統計集)	4	
2.30		海洋汚染	OECD Environmental Data Compendium	タンカーからの油流出事故			環境省	2	9	3	1	4	
2.31			海上保安庁資料	廃棄物の海洋投入処分量の推移			海上保安庁	1	5	1	4	4	
2.32		土壌汚染	世界の統計2006	各国の肥料消費量			総務省	1	5	0	2	1	

平成19年版環境に関する統計集整理表

表番	章	カテゴリー	出典 (統計資料名)	表名(具体的事項)	P S R 分類			作成・編集機関 (担当府省庁)	定期1・不 定期2	頻度1～9(1回限り 毎月2 四半期3 半 年4 年5 2年6 3年7 5年8 その他9)	保存形態 (電子媒体 1・印刷物2 両方3)	公開方法(ホ-ム ページ1,印刷物2, 両方3,他4)	市販の有 無(紙1 電子2 両 方3) 無4
					P	S	R						
2.33		生物多様性	Food and Agriculture Organization FAO STAT	各国の土地利用の変化				環境省	1	5	3	3	1
2.34			2005 International Union for the Conservation of Nature Resources A Global Species Assessment	各国の絶滅危惧種数				環境省	1	5	1	1	4
2.35		森林資源	世界の統計2006	各国の木材生産量				総務省	1	5	0	2	1
2.36			世界の統計2006	各国の農用地面積				総務省	1	5	0	2	1
2.37			Global Forest Resources Assessment 2005	各国の森林の面積				環境省	2	9	2	3	4
2.39		廃棄物	OECD Environmental Data Compendium	各国の部門別廃棄物発生量(1993年以降最新のデータ)				環境省	1	6	3	2	4
2.40			OECD Environmental Data Compendium	各国の一般廃棄物発生量				環境省	1	6	3	2	4
2.41			OECD Environmental Data Compendium	各国の一般廃棄物構成割合				環境省	1	6	3	2	4
2.42			OECD Environmental Data Compendium	各国の一般廃棄物処分状況				環境省	1	6	3	2	4
2.43			OECD Environmental Data Compendium	各国の廃棄物リサイクル率(紙及び板紙)				環境省	1	6	3	2	4
2.44			OECD Environmental Data Compendium	各国の廃棄物リサイクル率(ガラス)				環境省	1	6	3	2	4
2.45		有害廃棄物の越境移動	OECD Environmental Data Compendium	各国の有害廃棄物の発生・移動状況				環境省	1	6	3	2	4
			特定有害廃棄物等の輸出入の規制に関する法律の施行状況	特定有害廃棄物の輸出入許可及び輸出入報告書の推移				環境省	1	5	2	1	4
2.46		開発途上国の環境問題	政府開発援助(ODA)白書2006年版	環境分野のODA実績				外務省	1	5	3	3	1
3.1	物質循環	物質フロー	環境省大臣官房廃棄物部・リサイクル対策部資料	わが国の物質フロー				環境省	1	5	3	3	1
3.2			環境省大臣官房廃棄物部・リサイクル対策部資料	わが国の物質フロー指標の推移				環境省	1	5	3	3	1
3.3		一般廃棄物	日本の廃棄物処理	ごみ処理フローシート(平成16年度実績)				環境省	1	5	3	3	4
3.4			日本の廃棄物処理	ごみの総排出量の推移				環境省	1	5	3	3	4
3.5			日本の廃棄物処理	1人1日当たりのごみ排出量の推移				環境省	1	5	3	3	4
3.6			日本の廃棄物処理	都道府県別ごみ処理の現状(平成16年度実績)				環境省	1	5	3	3	4
3.7			日本の廃棄物処理	ごみ焼却施設の整備状況の推移				環境省	1	5	3	3	4
3.8			日本の廃棄物処理	都道府県別ごみ焼却施設の整備状況(平成16年度実績)				環境省	1	5	3	3	4
3.9			日本の廃棄物処理	資源化施設の整備状況の推移				環境省	1	5	3	3	4
3.10			日本の廃棄物処理	都道府県別資源化等の施設の整備状況(平成16年度実績)				環境省	1	5	3	3	4
3.11			日本の廃棄物処理	粗大ごみ処理施設の整備状況の推移				環境省	1	5	3	3	4
3.12			日本の廃棄物処理	都道府県別粗大ごみ処理施設の整備状況(平成16年度実績)				環境省	1	5	3	3	4
3.13			日本の廃棄物処理	ごみの最終処分全体容量の推移				環境省	1	5	3	3	4
3.14			日本の廃棄物処理	都道府県別最終処分場(市町村・事務組合設置分)の整備状況(平成16年度実績)				環境省	1	5	3	3	4
3.15			日本の廃棄物処理	ごみ処理事業経費の推移				環境省	1	5	3	3	4
3.16			日本の廃棄物処理	廃棄物処理事業経費(歳出)の推移				環境省	1	5	3	3	4
3.17			産業廃棄物	産業廃棄物排出・処理状況調査	産業廃棄物処理フロー(平成15年度実績)				環境省	1	5	3	3

平成19年版環境に関する統計集整理表

表番	章	カテゴリー	出典 (統計資料名)	表名(具体的事項)	P S R 分類			作成・編集機関 (担当府省庁)	定期1・不 定期2	頻度1～9(1回限り1 毎月2 四半期3 半 年4 年5 2年6 3年7 5年8 その他9)	保存形態 (電子媒体 1・印刷物2 両方3)	公開方法(ホ-ム ペ-ジ1,印刷物2, 両方3,他4)	市販の有 無(紙1 電子2 両 方3) 無4
					P	S	R						
3.18			産業廃棄物排出・処理状況調査	産業廃棄物の業種別排出量				環境省	1	5	3	3	4
3.19			産業廃棄物排出・処理状況調査	産業廃棄物の種類別排出量				環境省	1	5	3	3	4
3.20			産業廃棄物排出・処理状況調査	産業廃棄物処理処分の推移				環境省	1	5	3	3	4
3.21			産業廃棄物行政組織等調査 産業廃棄物排出・処理状況調査	産業廃棄物許可件数と最終処分場残存年数の推移				環境省	1	5	3	3	4
			産業廃棄物排出・処理状況調査	産業廃棄物の種類別処理状況				環境省	1	5	3	3	4
3.22			産業廃棄物不法投棄等実態調査報告書	都道府県別産業廃棄物不法投棄件数・投棄量				環境省	1	5	3	1	4
3.23			産業廃棄物不法投棄等実態調査報告書	生活環境保全上の支障除去等の状況				環境省	1	5	3	1	4
3.24			産業廃棄物不法投棄等実態調査報告書	不法投棄の実行者の内訳				環境省	1	5	3	1	4
3.25			産業廃棄物不法投棄等実態調査報告書	規模別不法投棄等の残存件数と残存量(平成17年度末時点)				環境省	1	5	3	1	4
3.26			産業廃棄物不法投棄等実態調査報告書	都道府県別不法投棄等の残存件数、残存量(平成17年度末時点)				環境省	1	5	3	1	4
3.27			産業廃棄物不法投棄等実態調査報告書	硫酸ビッチの不適正処分事案(平成17年度末の状況)				環境省	1	5	3	1	4
			産業廃棄物不法投棄等実態調査報告書	都道府県別の硫酸ビッチ不適正処分件数・量				環境省	1	5	3	1	4
3.28		広域移動	廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書(広域移動状況編)	一般廃棄物の広域移動状況(平成15年度)				環境省	1	5	2	2	4
3.29			廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書(広域移動状況編)	産業廃棄物の広域移動状況(平成15年度)				環境省	1	5	2	2	4
3.30		容器包装リサイクル	容器包装廃棄物使用・排出実態調査報告書	家庭ごみ全体に占める容器包装廃棄物の割合				環境省	1	5	1	1	4
3.31			日本ガラスびん協会、ガラスびんフォーラム	ガラスびんの出荷量の推移				経済産業省	1	5	1	1	4
3.32			(社)プラスチック処理促進協会ホームページ	プラスチックの生産量と排出量				経済産業省	1	5	3	3	4
3.33			アルミ缶リサイクル協会資料	アルミ缶販売量とリサイクル率の推移				経済産業省	1	5	3	3	4
3.34			スチール缶リサイクル協会資料	スチール缶消費量とリサイクル率の推移				経済産業省	1	5	3	3	4
3.35			PETボトルリサイクル推進協議会資料 平成17年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について	ペットボトルの生産量と回収率の推移				PETボトルリサイクル推進協議会 環境省	1	5	1	1	4
3.36			平成17年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について	容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化の実績				環境省	1	4	1	1	4
3.39			発泡スチロール再資源化協会資料	発泡スチロールの生産量と再資源化率の推移				経済産業省	1	5	3	3	4
3.40		家電リサイクル	家電メーカー各社による家電リサイクル実績の公表について	特定家庭用機器再商品化等実施状況				経済産業省	1	5	1	1	4
			廃家電の不法投棄の状況について(報道発表資料)	廃家電の不法投棄の状況について				環境省	1	5	1	1	4
			市町村における家電リサイクル法への取組状況について(報道発表資料)	市町村における家電リサイクル法への取組状況について				環境省	1	5	1	1	4
			市町村におけるパソコンリサイクルへの取組状況について(報道発表資料)	市町村におけるパソコンリサイクルへの取組状況について				環境省	1	5	1	1	4
3.41		建設リサイクル	国土交通省資料	建設廃棄物の将来推計				国土交通省	2	1	1	1	4

平成19年版環境に関する統計集整理表

表番	章	カテゴリー	出典 (統計資料名)	表名(具体的事項)	P S R 分類			作成・編集機関 (担当府省庁)	定期1・不 定期2	頻度1～9(1回限り 毎月2 四半期3 半 年4 年5 2年6 3年7 5年8 その他9)	保存形態 (電子媒体 1・印刷物2 両方3)	公開方法(ホ-ム ページ1,印刷物2, 両方3,他4)	市販の有 無(紙1 電子2 両 方3) 無4
					P	S	R						
3.42			平成17年建設副産物実態調査結果	建設廃棄物の種類別排出量(平成17年度)			国土交通省	1	8	1	1	4	
3.43			平成17年建設副産物実態調査結果	建設廃棄物の品目別リサイクル率の推移			国土交通省	1	8	1	1	4	
3.44		食品リサイク ル	日本の廃棄物処理 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 平成16年 食品循環資源の再生利用等実態調査	食品廃棄物の発生及び処理状況(平成15年度)			環境省 農林水産省	1	5	3	3	4	
3.45		自動車リサイ クル	環境省・経済産業省資料	使用済自動車の引取実績			環境省 経済産業省	2	5	3	1	4	
3.46			環境省・経済産業省資料	自動車メーカー等によるエアバッグ等のリサイクル率			環境省 経済産業省	2	5	3	1	4	
3.47		資源有効利 用	平成17年度資源有効利用促進法に基づく自主回収・再資源化 の実績	パソコン・小形二次電池の自主回収・再資源化の実績(平成17年 度)			経済産業省	1	5	1	1	4	
4.1	大気環 境	固定発生源	大気汚染防止法施行状況(昭和61年度版～平成10年度版) 大気環境に係る固定発生源状況調査(平成12年度版～平成17 年度版)	ばい煙発生施設数の推移			環境省	1	5	3	3	4	
4.2			大気汚染防止法施行状況調査(平成17年度版) 大気汚染防止法施行状況(昭和61年度版～平成10年度版) 大気環境に係る固定発生源状況調査(平成12年度版～平成17 年度版)	都道府県別ばい煙発生施設数			環境省	1	5	3	3	4	
4.3			大気汚染防止法施行状況調査(平成17年度版) 大気汚染防止法施行状況(昭和61年度版～平成10年度版) 大気環境に係る固定発生源状況調査(平成12年度版～平成17 年度版)	粉じん発生施設数の推移(一般粉じん・特定粉じん)			環境省	1	5	3	3	4	
4.4			大気汚染防止法施行状況調査(平成17年度版) 大気汚染防止法施行状況(昭和61年度版～平成10年度版) 大気環境に係る固定発生源状況調査(平成12年度版～平成17 年度版)	都道府県別一般粉じん発生施設数			環境省	1	5	3	3	4	
4.5			大気汚染防止法施行状況調査(平成17年度版) 平成17年度大気環境に係る固定発生源状況調査	大気汚染物質の排出状況(固定発生源)			環境省	1	7	3	3	4	
4.6			大気汚染物質排出量総合調査報告書(平成6～10年度版)、 大気環境に係る固定発生源状況調査(平成12～17年度版)	硫酸酸化物排出量(施設種別内訳)			環境省	1	7	3	3	4	
4.7			大気汚染物質排出量総合調査報告書(平成6～10年度版)、 大気環境に係る固定発生源状況調査(平成12～17年度版)	窒素酸化物排出量(施設種別内訳)			環境省	1	7	3	3	4	
4.8			大気汚染物質排出量総合調査報告書(平成6～10年度版)、 大気環境に係る固定発生源状況調査(平成12～17 年度版)	ばいじん排出量(施設種別内訳)			環境省	1	7	3	3	4	
4.9			平成17年度大気環境に係る固定発生源状況調査	排煙脱硫装置設置状況の推移			環境省	1	7	3	3	4	
4.10			平成17年度大気環境に係る固定発生源状況調査	排煙脱硝装置設置状況の推移			環境省	1	7	3	3	4	
4.11			平成17年度大気環境に係る固定発生源状況調査	集じん装置設置状況の推移			環境省	1	7	3	3	4	
4.12			移動発生源	陸運統計要覧 平成17年版	自動車保有台数の推移			国土交通省	1	2	3	2	4
4.13			陸運統計要覧 平成17年版	都道府県別自動車輸送量と保有自動車数			国土交通省	1	5	3	3	4	
4.14			陸運統計要覧 平成17年版	貨物輸送の推移			国土交通省	1	5	3	3	4	
4.15			陸運統計要覧 平成17年版	旅客輸送の推移			国土交通省	1	5	3	3	4	
4.16	陸運統計要覧 平成17年版	輸送機関別輸送分担率の推移			国土交通省	1	5	3	3	4			
4.17	道路統計年報(平成18年度)2006年版	都道府県別道路実延長・舗装率・普及率			国土交通省	1	5	2	2	4			
4.18	道路ポケットブック2006	高速自動車国道・都市高速道路、一般道路の交通量			監修:国土交通省	1	5	2	2	1			
4.19	陸運統計要覧 平成17年版	走行キロ数の推移			国土交通省	1	5	3	3	4			
4.21	低公害車	環境省水・大気環境局自動車環境対策課資料	低公害車保有台数の推移			環境省	1	5	1	4	4		
4.22	環境省水・大気環境局自動車環境対策課資料	低公害車燃料等供給施設設置数の推移			環境省	1	5	1	4(環境統計集)	4			

平成19年版環境に関する統計集整理表

表番	章	カテゴリー	出典 (統計資料名)	表名(具体的事項)	P S R 分類			作成・編集機関 (担当府省庁)	定期1・不 定期2	頻度1～9(1回限り 毎月2 四半期3 半 年4 年5 2年6 3年7 5年8 その他9)	保存形態 (電子媒体 1・印刷物2 両方3)	公開方法(ホ-ム ページ1,印刷物2, 両方3,他4)	市販の有 無(紙1 電子2 両 方3) 無4
					P	S	R						
4.23		硫酸酸化物 (モニタリング)	平成17年度大気汚染状況報告書	二酸化硫黄濃度の年平均値の推移(一般局・自排局)			環境省	1	5	3	3	3	
4.24			平成17年度大気汚染状況報告書	二酸化硫黄濃度環境基準達成状況の推移(一般局・自排局)			環境省	1	5	3	3	3	
4.25		窒素酸化物 (モニタリング)	平成17年度大気汚染状況報告書	二酸化窒素及び一酸化窒素濃度の年平均値の推移(一般局・自排局)			環境省	1	5	3	3	3	
4.26			平成17年度大気汚染状況報告書	二酸化窒素濃度環境基準達成状況の推移(一般局・自排局)			環境省	1	5	3	3	3	
4.27			大気汚染状況報告書	都道府県別二酸化窒素濃度環境基準達成状況の推移(一般局)			環境省	1	5	3	3	3	
4.28			大気汚染状況報告書	都道府県別二酸化窒素濃度環境基準達成状況の推移(自排局)			環境省	1	5	3	3	3	
4.29		浮遊粒子状 物質(モニタ リング)	平成17年度大気汚染状況報告書	浮遊粒子状物質濃度の年平均値の推移(一般局・自排局)			環境省	1	5	3	3	3	
4.30			平成17年度大気汚染状況報告書	浮遊粒子状物質濃度環境基準達成状況の推移(一般局・自排局)			環境省	1	5	3	3	3	
4.31			大気汚染状況報告書	都道府県別浮遊粒子状物質濃度環境基準達成状況(一般局)			環境省	1	5	3	3	3	
4.32			大気汚染状況報告書	都道府県別浮遊粒子状物質濃度環境基準達成状況(自排局)			環境省	1	5	3	3	3	
4.33		一酸化炭素 (モニタリング)	平成17年度大気汚染状況報告書	一酸化炭素濃度年平均値の推移(一般局・自排局)			環境省	1	5	3	3	3	
4.34		非メタン系炭化 水素(モニタ リング)	平成17年度大気汚染状況報告書	非メタン系炭化水素濃度年平均値の推移(一般局・自排局)			環境省	1	5	3	3	3	
4.35		有害大気汚 染物質(モニ タリング)	地方公共団体等による有害大気汚染物質モニタリング調査	有害大気汚染物質のうち環境基準が設定されている物質の全国 の平均濃度の推移			環境省	1	5	3	3	4	
4.36			地方公共団体等による有害大気汚染物質モニタリング調査	有害大気汚染物質のうち環境基準が設定されている物質の環 境基準達成状況の推移			環境省	1	5	3	3	4	
4.37			地方公共団体等による有害大気汚染物質モニタリング調査	有害大気汚染物質のうち指針値が設定されている物質の全国 の平均濃度の推移			環境省	1	5	3	3	4	
4.38			地方公共団体等による有害大気汚染物質モニタリング調査	有害大気汚染物質のうち指針値が設定されている物質の指針 値達成状況の推移			環境省	1	5	3	3	4	
4.39		光化学オキシ ダント	平成17年光化学大気汚染関係資料	光化学オキシダント注意報等発令日数及び被害届出人数の推 移			環境省	1	5	3	3	4	
4.40			平成17年光化学大気汚染関係資料	各都府県における光化学オキシダント注意報等発令日数の推移 (昭和45年度～平成17年度)			環境省	1	5	3	3	4	
4.41		騒音・振動	騒音規制法施行状況調査	騒音特定施設数の推移			環境省	1	5	3	3	4	
4.42			騒音規制法施行状況調査	振動特定施設数の推移			環境省	1	5	3	3	4	
4.43			騒音規制法施行状況調査	都道府県別騒音特定施設数			環境省	1	5	3	3	4	
4.44			騒音規制法施行状況調査	都道府県別振動特定施設数			環境省	1	5	3	3	4	
4.45			環境省水・大気環境局資料	騒音・振動・悪臭に関する苦情件数			環境省	1	5	3	3	4	
4.46			自動車交通騒音実態調査報告 航空機騒音の現況について(平成10、11、12年度) 各飛行場における航空機騒音の発生状況について(平成13、 14、15、16年度)	自動車・航空機騒音環境基準達成状況			環境省	1	5	1	4(環境統計集)	4	
5.1	水環境	水質	水質汚濁防止法等の施行状況	水質汚濁防止法に基づく特定事業場数			環境省	1	5	3	3	4	
5.2			水質汚濁防止法等の施行状況	都道府県別水質汚濁防止法等に基づく特定事業場数			環境省	1	5	3	3	4	
5.3			平成17年度 水質汚濁物質排出量総合調査	水質汚濁物質排出量総合調査結果(平成16年度)			環境省	1	5	3	3	4	
5.4			公共用水域水質測定結果	健康項目の環境基準達成状況(非達成率)(平成17年度)			環境省	1	5	3	3	4	

平成19年版環境に関する統計集整理表

表番	章	カテゴリー	出典 (統計資料名)	表名(具体的事項)	P S R 分類			作成・編集機関 (担当府省庁)	定期1・不 定期2	頻度1～9(1回限り1 毎月2 四半期3 半 年4 年5 2年6 3年7 5年8 その他9)	保存形態 (電子媒体 1・印刷物2 両方3、他4)	公開方法(ホ-ム ページ1,印刷物2, 両方3,他4)	市販の有 無(紙1 電子2 両 方3) 無4
					P	S	R						
5.5			公共用水域水質測定結果	環境基準達成率(BOD又はCOD)の推移			環境省	1	5	3	3	4	
5.6			公共用水域水質測定結果	閉鎖性海域の水質状況(COD年間平均値)			環境省	1	5	3	3	4	
5.7			公共用水域水質測定結果	指定湖沼の水質状況の推移			環境省	1	5	3	3	4	
5.8			公共用水域水質測定結果	海域における全窒素及び全燐の達成状況の推移			環境省	1	5	3	3	4	
5.9			公共用水域水質測定結果	湖沼における全窒素及び全燐の達成状況の推移			環境省	1	5	3	3	4	
5.10			発生負荷量等算定調査報告書	水質総量規制地域における発生負荷量の推移と削減目標量			環境省	1	5	3	2	4	
5.11			環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室資料	瀬戸内海の埋立免許面積			環境省	1	5	1	2	4	
5.12			瀬戸内海の赤潮	瀬戸内海の赤潮発生件数			水産庁	1	5	2	2	4	
5.13			砂利採取業務状況報告書集計表	瀬戸内海沿岸府県の海砂利採取量			経済産業省 国土交通省	1	5	2	2	4	
			日本の水資源	全国の水使用量			国土交通省	1	1	3	3	1	
5.14		地下水汚染	平成17年度地下水質測定結果	地下水汚染判明年度別汚染事例数(平成17年度末時点)			環境省	1	5	3	3	4	
5.15			平成17年度地下水質測定結果	地下水汚染事例の項目別内訳(平成17年度末時点)			環境省	1	5	3	3	4	
5.16		地下水質	平成17年度地下水質測定結果	環境基準項目別地下水質測定結果			環境省	1	5	3	3	4	
			日本の水資源	我が国の地下水使用状況			国土交通省	1	5	3	3	1	
5.17		海洋汚染	海上保安レポート2006	海洋汚染の海域別発生確認件数の推移			海上保安庁	1	5	3	2	1	
5.18			海上保安レポート2006	海上環境関係法令違反送致件数の推移			海上保安庁	1	5	3	2	1	
5.19		汚水処理	日本の廃棄物処理	し尿処理フローシート(平成16年度実績)			環境省	1	5	3	3	4	
5.20			日本の廃棄物処理	水洗化人口及びし尿処理量の推移			環境省	1	5	3	3	4	
5.21			日本の廃棄物処理	都道府県別し尿処理の現状(平成15年度実績)			環境省	1	5	3	3	4	
5.22			日本の廃棄物処理	し尿処理施設の整備状況の推移(型式別、全国、着工ベース)			環境省	1	5	3	3	4	
5.23			平成17年度浄化槽行政組織等調査結果	浄化槽設置基数の推移(全国)			環境省	1	5	3	2	4	
5.24			日本の廃棄物処理	都道府県別し尿処理施設(市町村・事務組合設置分)の整備状況(平成16年度実績)			環境省	1	5	3	3	4	
5.25			浄化槽の普及状況について	都道府県別の浄化槽及びコミュニティ・プラントの普及状況(平成17年度末時点)			環境省	1	5	1	1	4	
			浄化槽の普及状況について	都市規模別浄化槽普及率			環境省	1	5	1	1	4	
			日本の廃棄物処理	最終処分地の広域移動の状況			環境省	1	5	3	3	4	
5.26			公共施設状況調	都道府県別下水道普及状況			総務省	1	5	3	3	1	
5.27			日本の廃棄物処理	し尿処理事業経費の推移			環境省	1	5	3	3	4	
5.28		土壌汚染	農薬要覧	主要農薬の生産量			農林水産省	2	5	2	2	1	
5.29			農薬要覧	農薬の登録件数などの推移			農林水産省	2	5	2	2	1	
5.30			肥料要覧	化学肥料の生産量			農林水産省	1	5	2	2	1	
5.31			平成16年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果の概要	土壌環境基準超過事例数の推移			環境省	1	5	3	3	4	
5.32			平成16年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果の概要	都道府県別土壌汚染調査・対策事例数			環境省	1	5	3	3	4	
5.33			農用地土壌汚染防止対策の概要	農用地土壌汚染対策の進捗状況			環境省	1	5	3	3	4	

平成19年版環境に関する統計集整理表

表番	章	カテゴリー	出典 (統計資料名)	表名(具体的事項)	P S R 分類			作成・編集機関 (担当府省庁)	定期1・不 定期2	頻度1～9(1回限り) 毎月2 四半期3 半 年4 年5 2年6 3年7 5年8 その他9)	保存形態 (電子媒体 1・印刷物2 両方3)	公開方法(ホ-ム ページ1,印刷物2, 両方3,他4)	市販の有 無(紙1 電子2 両 方3) 無4	
					P	S	R							
5.34			農用地土壌汚染防止対策の概要	年度別農用地土壌汚染対策事業完了等面積				環境省	1	5	3	3	4	
5.35		地盤沈下	工業統計 水道統計 日本の水資源	わが国の地下水利用状況				工業統計:経済産業省 水道統計:厚生労働省 日本の水資源:国土交通省	1	5	3	3	3	
5.36			平成17年度全国の地盤沈下地域の概況	全国の地盤沈下の推移				環境省	1	5	3	3	4	
6.1	化学物質 類	ダイオキシン類	ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)	ダイオキシン類排出インベントリー				環境省	1	5	3	3	4	
6.2			平成17年度ダイオキシン類に係る環境調査結果	ダイオキシン類に係る環境調査結果(平成16年度)				環境省	1	5	3	3	4	
6.3			厚生労働省資料に基づき環境省作成	わが国におけるダイオキシン類の1人1日摂取量(平成16年度)				環境省	1	5	1	2	4	
6.4			厚生労働科学研究「食品中のダイオキシン類1日摂取量調査」	トータルダイエット試料由来のダイオキシン類の1日摂取量の経年変化				厚生労働省	1	5	2	1	4	
6.5			ダイオキシン類対策特別措置法施行状況	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出状況(都道府県、政令市、中核市別)				環境省	1	5	3	3	4	
6.6			ダイオキシン類対策特別措置法施行状況	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準適用施設の届出等の状況(届出内容別)				環境省	1	5	3	3	4	
6.7			ダイオキシン類対策特別措置法施行状況	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別)				環境省	1	5	3	3	4	
6.8			化学物質	経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室資料 環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室資料	化審法に基づく新規化学物質の届出・申出件数				経済産業省 環境省	1	5	1	4(環境統計集)	4
6.9			平成17年版 化学物質と環境	平成16年度 化学物質環境実態調査 初期環境調査結果				環境省	1	5	3	3	4	
6.10			平成17年版 化学物質と環境	平成16年度 化学物質環境実態調査 暴露量調査結果				環境省	1	5	3	3	4	
6.11			平成17年版 化学物質と環境	平成16年度 化学物質環境実態調査 モニタリング調査結果				環境省	1	5	3	3	4	
6.12			PRTRデータの概要(各年度版)	PRTR業種別届出排出量・移動量				環境省	1	5	3	3	4	
6.13			PRTRデータの概要(各年度版)	PRTR都道府県別届出排出量・移動量				環境省	1	5	3	3	4	
6.14			PRTRデータの概要(各年度版)	PRTR都道府県別届出排出量及び届出外排出量				環境省	1	5	3	3	4	
6.15			PRTRデータの概要(各年度版)	PRTR届出排出量・移動量の上位10物質				環境省	1	5	3	3	4	
6.16			PRTRデータの概要(各年度版)	PRTR届出排出量・届出外排出量の上位10物質				環境省	1	5	3	3	4	
			PRTRデータの概要(各年度版)	PRTR対象化学物質の年間総排出量・移動量				環境省	1	5	3	3	4	
7.1	自然環境	土地利用	平成18年版 土地白書	土地利用転換の概況				国土交通省	1	5	3	3	1	
7.2			1900年世界農林業センサス 2000年世界農林業センサス	森林の転用用途別面積				農林水産省	1	9	3	3	3	
7.3			国土交通省資料	都道府県別土地利用基本計画における五地域区分の面積(平成18年3月31日現在)				国土交通省	1	5	3	2	4	
7.4				第5回自然環境保全基礎調査「植生調査」	地方別に見る植生区分の構成比				環境省	2	1	3	1	4
7.5				第5回自然環境保全基礎調査「植生調査」	地方別に見る植生自然度の構成比				環境省	2	1	3	1	4
7.6				第5回自然環境保全基礎調査「植生調査」	植生自然度の変化状況				環境省	2	1	3	1	4
7.7				2005年農林業センサス	都道府県別経営形態別林野面積				農林水産省	1	8	3	3	4

平成19年版環境に関する統計集整理表

表番	章	カテゴリー	出典 (統計資料名)	表名(具体的事項)	P S R 分類			作成・編集機関 (担当府省庁)	定期1・不 定期2	頻度1~9(1回限り 毎月2 四半期3 半 年4 年5 2年6 3年7 5年8 その他9)	保存形態 (電子媒体 1・印刷物2 両方3)	公開方法(ホ-ム ページ1,印刷物2, 両方3,他4)	市販の有 無(紙1 電子2 両 方3) 無4
					P	S	R						
7.8			2000年世界農林業センサス	都道府県別森林の公益的利用面積				農林水産省	1	9	3	3	3
7.9		原生的な自然及びすぐれた自然の保全	2005年(平成17年) 自然公園等利用者数調	自然公園数・年間利用者数の推移				環境省	1	5	3	3	4
7.10			2005年(平成17年) 自然公園等利用者数調	国立公園利用者数(公園、都道府県別)(平成16年)				環境省	1	5	3	3	4
7.11			2005年(平成17年) 自然公園等利用者数調	国定公園利用者数(公園、都道府県別)(平成16年)				環境省	1	5	3	3	4
7.12			環境省自然環境局国立公園課資料	国立公園許可申請件数(環境省許可分)				環境省	1	5	1	4(環境統計集)	4
7.13			環境省自然環境局国立公園課資料	都道府県別自然公園面積				環境省	1	5	1	1	4
7.14			環境省自然環境局国立公園課資料	自然公園の地域別面積				環境省	2	9	1	1	4
7.15			環境省自然環境局国立公園課資料	国立・国定公園内海中公園地区(国立公園内)				環境省	2	9	1	1	4
7.16			環境省自然環境局自然環境計画課資料	原生自然環境保全地域・自然環境保全地域の面積				環境省	2	9	1	1	4
7.17			環境省自然環境局自然環境計画課資料	世界自然遺産登録地域面積				環境省	2	9	1	1	4
7.18			温泉の保護 と利用	温泉法に基づく行政処分状況	温泉法に基づく行政処分状況(経年変化)				環境省	1	5	1	4(環境統計集)
7.19		温泉法に基づく行政処分状況		温泉法に基づく行政処分状況(都道府県別)				環境省	1	5	1	4(環境統計集)	4
7.20		温泉利用状況		温泉利用状況(経年変化)				環境省	1	5	1	4(環境統計集)	4
7.21		温泉利用状況		温泉利用状況(都道府県別)				環境省	1	5	1	4(環境統計集)	4
7.22		都市公園	平成18年版建設統計要覧	都市公園の現況(都道府県別)				国土交通省	1	5	2	2	1
7.23		水際線	第5回自然環境保全基礎調査「海辺調査」	全国の海岸線延長の推移				環境省	2	9	3	3	4
7.24			第4回自然環境保全基礎調査「湖沼調査」	湖岸線改變状況				環境省	2	9	3	3	4
7.25			平成17年版建設統計要覧	都道府県別海岸延長				国土交通省	1	5	2	2	1
7.26		湿地の保全	第5回自然環境保全基礎調査「海辺調査」	現存干潟分布状況(海域別)				環境省	2	9	3	3	4
7.27			第5回自然環境保全基礎調査「海域生物環境調査」	全国の干潟面積の推移				環境省	2	9	3	3	4
7.28			第5回自然環境保全基礎調査「海辺調査」	現存藻場分布状況(海域別)				環境省	2	9	3	3	4
7.29			第5回自然環境保全基礎調査「海辺調査」	都道府県別造礁サンゴ面積				環境省	2	9	3	3	4
7.30			環境省自然環境局野生生物課資料	わが国のラムサール条約湿地の登録状況				環境省	2	9	1	1	4
			国土交通省政策チェックアップ結果評価書	回復可能な湿地や再生した干潟の割合				国土交通省	1	5	3	3	4
7.31		生物多様性	環境省自然環境局野生生物課資料	わが国における絶滅のおそれのある野生生物の種類(レッドリスト掲載種数)				環境省	1	8	3	3	1
7.32			鳥獣関係統計	狩猟免許の交付及び狩猟による鳥獣の捕獲数				環境省	1	5	3	3	4
7.33			環境省自然環境局野生生物課資料	生息地等保護区の指定状況				環境省	2	9	1	1	4
7.34			鳥獣保護区:環境省自然環境局野生生物課資料	鳥獣保護区・猟区指定等状況				環境省	2	9	1	1	4
〃			猟区:鳥獣関係統計	鳥獣保護区・猟区指定等状況				環境省	1	5	3	3	4
7.35		動物の愛護 及び管理	動物愛護管理行政事務提要(平成17年度)	動物取扱業の届出状況				環境省	1	5	3	2	4
8.1	環境対 策全般	行政	環境省総合環境政策局環境計画課資料	環境保全経費の国の予算に占める割合の推移				環境省	1	5	3	3	1
8.2			環境省総合環境政策局環境計画課資料	府省別環境保全経費(当初予算)				環境省	1	5	3	3	1
8.3			環境省総合環境政策局環境計画課資料	事項別環境保全経費(当初予算)				環境省	1	5	3	3	1

平成19年版環境に関する統計集整理表

表番	章	カテゴリー	出典 (統計資料名)	表名(具体的事項)	P S R 分類			作成・編集機関 (担当府省庁)	定期1・不 定期2	頻度1～9(1回限り1 毎月2 四半期3 半 年4 年5 2年6 3年7 5年8 その他9)	保存形態 (電子媒体 1・印刷物2 両方3)	公開方法(ホ-ム ページ1,印刷物2, 両方3,他4)	市販の有 無(紙1 電子2 両 方3) 無4
					P	S	R						
8.4			環境省資料	環境研究及び環境技術開発における競争的資金の予算額				環境省	1	5	1	1	4
8.5			環境省環境調査研修所パンフレット	環境省環境調査研修所研修者の推移				環境省	1	5	3	2	4
8.9			総務省資料	地方公共団体公害対策決算状況				総務省	1	5	3	2	1
8.10			地方公共団体の環境保全対策調査 平成18年度調査(平成18 年4月1日調査)	公害防止協定締結数(地方公共団体・企業等間)				環境省	1	5	3	3	1
8.11			環境省総合環境政策局環境計画課資料	公害防止計画策定地域(平成17年度策定指示地域を含む)				環境省	1	4	3	1	4
8.12			環境省総合環境政策局環境計画課資料	公害防止事業に係る事業及び負担又は補助のかさ上げ額				環境省	1	5	3	1	4
8.13			環境省総合環境政策局環境保健部企画課資料	公害健康被害の補償等に関する法律の地域別現存被認定者数 等(平成18年3月末現在)				環境省	1	2	3	4(環境統計集)	4
8.14			環境省総合環境政策局環境保健部企画課資料	公害健康被害の補償等に関する法律の地域別現存被認定者数 の推移				環境省	1	2	3	4(環境統計集)	4
8.15			環境省総合環境政策局環境保健部特殊疾病対策室資料	公害健康被害の補償等に関する法律の被認定者数(水俣病申 請処理状況)				環境省	1	2	3	4(環境統計集)	4
8.16			地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査	地方公共団体、企業におけるグリーン購入実施率				環境省	1	5	3	3	4
8.17			環境にやさしい企業行動調査 環境省総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室資料	環境影響評価法に基づき実施された環境影響評価の施行状況				環境省	1	5	3	3	1
8.18			環境省総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室資料	環境影響評価法に基づく(環境影響評価手続きを完了した案件数 の推移)				環境省	1	5	3	3	1
8.19		企業	日経テレコン21の記事検索より環境省作成	環境関連記事数の推移				環境省	1	5	3	3	1
8.20			環境にやさしい企業行動調査	環境マネジメントへの取組状況(上場企業)				環境省	1	5	3	3	4
8.21			環境にやさしい企業行動調査	環境情報開示を実施している企業数				環境省	1	5	3	3	4
8.22			環境にやさしい企業行動調査	環境報告書の作成・公表状況				環境省	1	5	3	3	4
8.23			環境にやさしい企業行動調査	環境会計の導入状況				環境省	1	5	3	3	4
8.24			(社)日本適合性認定協会資料	ISO14001審査登録推移状況				経済産業省	1	3	1	1	4
8.25			(社)日本適合性認定協会資料	都道府県別ISO14001審査登録状況				経済産業省	1	5	1	1	4
8.26			(社)日本適合性認定協会資料	産業分野別ISO14001審査登録状況				経済産業省	1	5	1	1	4
8.27			公害防止管理者等国家試験結果(各年度)	公害防止管理者等国家試験結果の推移				環境省・経済産業省	1	5	1	4(環境統計集)	4
8.28			平成17年度環境装置の生産実績	環境装置生産実績の推移				経済産業省	1	5	2	2	1
8.30		市民・NGO	(財)日本環境協会こどもエコクラブ全国事務局資料	こどもエコクラブ登録状況				環境省	2	2	1	1	4
8.31			環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室資料	環境カウンセラーの登録状況				環境省	2	9	1	1	4
			環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室資料	人材認定事業の登録状況				環境省	2	9	1	1	4
			平成19年度環境教育担当者会議資料	地方自治体におけるこどもエコクラブに関する施策・事業及び環 境リーダー等養成講座				環境省	1	5	3	3	4
			平成19年度環境教育担当者会議資料	地方自治体における環境教育・環境学習に関する条例・基本方 針・計画等及びNPO・事業者との協働・連携した事業・会議				環境省	1	5	3	3	4

(基盤整備)

重点調査事項に係る点検結果

提出部局名	環境省
重点点検分野名	長期的な視野をもった科学技術、環境情報、政策手法等の整備
重点調査事項	戦略的環境アセスメントの取組状況
調査内容項目	上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みである戦略的環境アセスメントについては、以下の事項について調査。 a)個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画や政策の策定や実施における環境配慮の現状と課題如何 b)共通のガイドラインの策定等我が国における検討・実施経緯と今後の実施に向けた課題と対応の整理如何 (以上、関係府省すべて)
関係府省(回答府省)	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
ヒアリング府省	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
調査内容項目 a)について 個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることとなる計画や政策の策定や実施における環境配慮の促進を図るため、環境省では以下の施策を進めている。) 施策の概要 戦略的環境アセスメントの導入による個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることとなる計画や政策の策定や実施における環境配慮の促進。) 施策の実施状況 環境省ではこれまで海外の戦略的環境アセスメントの制度についての調査、国内の上位計画の策定プロセスについての調査等を行ってきた。 平成 18 年度はそれを踏まえて戦略的環境アセスメント総合研究会において我が国での戦略的環境アセスメントの導入についてご審議頂き、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることとなる計画のうち事業実施に至る検討過程や検討内容が比較的明確であり、環境影響評価の目的、共通の手続き、評価方法等の議論が可能な位置・規模の検討段階について戦略的環境アセスメント導入ガイドラインをとりまとめた。) 施策の効果・課題・今後の方向性等 とりまとめたガイドラインを踏まえ、位置・規模の検討段階における戦略的環境アセスメントの導入に向けた取組を進める。 また、より上位の計画の策定に当たっての戦略的環境アセスメントの制度化に向けての取組、政策の決定段階に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討を進める。) 課題を踏まえた検討中の制度改正等 とりまとめたガイドラインを踏まえた取組を推進するため、予算、組織等の要求を検討中。また、より上位の計画及び政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する調査に係る費用についても引き続き予算要求することを検討中。 調査内容項目 b)について	

(基盤整備)

第三次環境基本計画において「戦略的環境アセスメントに関する共通的なガイドラインの作成を図る」こととされたことを受け、環境省では以下の施策を進めている。

) 施策の概要

位置・規模等の検討段階における戦略的環境アセスメントに関する共通的なガイドラインのとりまとめとそれを踏まえた取組の推進

) 施策の実施状況

学識経験者による戦略的環境アセスメント総合研究会において、平成18年8月より5回の研究会と1回の関係者ヒアリングを開催して、位置・規模等の検討段階で、著しい環境影響を把握し、複数案の環境的側面の比較評価及び環境配慮事項の整理を行い、計画の検討に反映させることにより、事業の実施による重大な環境影響の回避又は低減を図るための共通的な手続・評価方法等を示す位置・規模等の検討段階に戦略的環境アセスメント導入するためのガイドラインを取りまとめ、平成19年4月に、関係省、都道府県・政令指定都市に通知した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

戦略的環境アセスメントについては、事業の位置・規模等の検討段階において、戦略的環境アセスメント総合研究会報告書(平成19年3月)を受け、事業の特性や戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(位置・規模等の検討段階)等を踏まえて実施事例を積み重ねる。また、それら取組の状況等を踏まえてガイドラインを不断に見直す。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

とりまとめたガイドラインを踏まえた取組を推進するため、予算、組織等の要求を検討中。

提出府省名	経済産業省
重点点検分野名	長期的な視野をもった科学技術、環境情報、政策手法等の整備
重点調査事項	戦略的環境アセスメントの取組状況
調査内容項目	<p>上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みである戦略的環境アセスメントについては、以下の事項について調査。</p> <p>a) 個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画や政策の策定や実施における環境配慮の現状と課題如何</p> <p>b) 共通のガイドラインの策定等我が国における検討・実施経緯と今後の実施に向けた課題と対応の整理如何</p> <p>(以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
ヒアリング府省	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
<p>調査内容項目 a)及び b)について</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地造成事業については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月18日:特殊法人等改革推進本部決定)から、工業団地等の建設は今後想定されないこととしていること、また、ダム・堰事業については、経済産業省所管の工業用水分の単独建設が今後想定されないため、戦略的環境アセスメント導入に向けた当省独自の取組は特段実施していない。</p> <p>発電所については、第2回戦略的環境アセスメント総合研究会で示されたとおり、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)は存在しない。環境省総合環境政策局長より、「戦略的環境アセスメント導入ガイドラインについて」(平成19年4月5日付)において、「発電所の取り扱いについては結論が得られなかったことから、個別ガイドラインの作成等の戦略的環境アセスメントへの取組を求めない」との通知を受けている。</p>	

(基盤整備)

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	国土交通省
重点点検分野名	長期的な視野をもった科学技術、環境情報、政策手法等の整備
重点調査事項	戦略的環境アセスメントの取組状況
調査内容項目	上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みである戦略的環境アセスメントについては、以下の事項について調査。 a)個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画や政策の策定や実施における環境配慮の現状と課題如何 b)共通のガイドラインの策定等我が国における検討・実施経緯と今後の実施に向けた課題と対応の整理如何 (以上、関係府省すべて)
関係府省(回答府省)	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
ヒアリング府省	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省

調査項目 a)b)について

公共事業の構想段階における計画策定プロセスの検討

) 施策の概要

国土交通省においては、社会資本整備を進めるに当たり、事業実施に関して、透明性、公正性を確保し住民等の理解と協力を得るため、平成15年6月に『国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン』を策定し、事業者からの積極的な情報公開・提供等を行うことにより住民参画を促し、住民等との協働の下で、事業の公益性及び必要性について適切な判断を行うなど、より良い計画作りに取り組んでいるところ。

) 施策の実施状況

前述のガイドラインを基に、一部事業においては個別に、構想段階における住民参加手続きのガイドラインを定め、計画策定プロセスの透明性をより明確にした取り組みを実施してきているところ。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

国土交通省においては、計画作りにあたって、住民参画の下で、社会経済面、環境面等様々な観点から総合的に判断していく必要があり、これらの取り組みが、より効果的で実効性のあるものとするためには、計画策定プロセスをより透明性をもったものにしていくことが求められていると認識しているところ。

) 課題を踏まえた検討中の制度改革等

以上を踏まえ、国土交通省においては、平成19年3月に学識経験者からなる『公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会』を設置し、公共事業の構想段階における計画策定プロセスの中での「計画策定プロセスにおける公衆関与、地方公共団体等の関与のあり方」や「社会面、経済面、環境面等総合的な観点からの評価のあり方」等についての検討を実施し、ガイドラインを策定することとしている。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	農林水産省
重点点検分野名	長期的な視野をもった科学技術、環境情報、政策手法等の整備
重点調査事項	戦略的環境アセスメントの取組状況
調査内容項目	<p>上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みである戦略的環境アセスメントについては、以下の事項について調査。</p> <p>a)個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画や政策の策定や実施における環境配慮の現状と課題如何</p> <p>b)共通のガイドラインの策定等我が国における検討・実施経緯と今後の実施に向けた課題と対応の整理如何</p> <p>(以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
ヒアリング府省	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
<p>平成19年3月、戦略的環境アセスメント総合研究会により、「戦略的環境アセスメント総合研究会報告書(以下「報告書」という。)」が取りまとめられた。これを受け、環境省では平成19年4月5日、「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(以下「SEA導入ガイドライン」という。)」を策定したところである。</p> <p>SEA導入ガイドラインは、対象計画の策定や参画・協働のプロセスを画一的なものとするを目的とするものではなく、また、対象計画の特性、事業の特性、事案の性質等に応じた柔軟な取扱いに留意する必要があるとされていることから、土地改良事業におけるSEA導入ガイドラインの取組について検討を行う。</p>	

(基盤整備)

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	厚生労働省
重点点検分野名	長期的な視野をもった科学技術、環境情報、政策手法等の整備
重点調査事項	戦略的環境アセスメントの取組状況
調査内容項目	上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みである戦略的環境アセスメントについては、以下の事項について調査。 a)個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画や政策の策定や実施における環境配慮の現状と課題如何 b)共通のガイドラインの策定等我が国における検討・実施経緯と今後の実施に向けた課題と対応の整理如何 (以上、関係府省すべて)
関係府省(回答府省)	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
ヒアリング府省	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
調査項目 a) 及び b) について 既に第 4 1 回中央環境審議会総合政策部会資料 3 - 2 「平成 1 9 年点検 重点調査事項案への関係府省コメント」で述べたとおり、環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)に基づく環境影響評価の対象となる事業のうち、厚生労働省が担当するものとしては、当省が直轄で実施するダム・堰事業並びに水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)が実施するダム・堰事業が該当するが、これらについては、当省ではダム・堰事業を直轄で行っておらず、また、水道事業者等が大規模なダム・堰の新築等を行う予定は当面ないことから、当省では戦略的環境アセスメントの導入に向けた取組は特段実施していない。	

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	防衛省
重点点検分野名	長期的な視野をもった科学技術、環境情報、政策手法等の整備
重点調査事項	戦略的環境アセスメントの取組状況
調査内容項目	<p>上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みである戦略的環境アセスメントについては、以下の事項について調査。</p> <p>a)個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画や政策の策定や実施における環境配慮の現状と課題如何</p> <p>b)共通のガイドラインの策定等我が国における検討・実施経緯と今後の実施に向けた課題と対応の整理如何</p> <p>(以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
ヒアリング府省	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
<p>調査内容項目 a) 及び b) について</p> <p>平成 19 年 4 月 5 日に「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」が提示されたところであり、防衛省としても早期導入を検討しているが、「防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」の整備にあたっては従来から国土交通省の省令に倣って定めており、双方の省令は事業主の定義を除いて内容的には同一のものとなっている。このように、戦略的環境アセスメントの導入についても原則的に国土交通省の対応を踏まえ実施していくことになると思われ、現在、国土交通省における戦略的環境アセスメントの導入に係る情報を収集しているところである。さらに環境省をはじめとする関係省庁における導入に係る情報収集を行い、その対応をも参考に防衛省としても戦略的環境アセスメントの導入を検討することとしている。</p> <p>なお、防衛省の行う飛行場及びその施設の設置及び変更の事業としては、日米間の交渉により設置等されるもの又は自衛隊の所要により設置等されるもの等が考えられるところであり、事業主体は防衛省であっても、戦略的環境アセスを実施すべき時点等について、他省庁の動向等を参考に今後検討しなければならない課題である。</p>	

(市場づくり)

重点調査事項に係る点検結果

提出部局名	環境省
重点点検分野名	市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり
重点調査事項	地方公共団体のグリーン購入実施状況
調査内容項目	<p>市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みを構築するに当たり、市場での調達規模が大きい地方公共団体のグリーン購入を促進する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a)地方公共団体のグリーン購入を推進するための関連施策名および概要 b)関連施策の進捗状況の課題 c)グリーン購入法を改正して、地方公共団体にもグリーン購入を義務付けた時の問題点と解決策 〔以上、環境省が調査の上とりまとめ。〕</p>
関係府省(回答府省)	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省
ヒアリング府省	環境省
<p>調査内容項目 a) b) について</p> <p>地方公共団体への「グリーン購入に関するアンケート調査」の結果を踏まえ、中小規模の地方公共団体等におけるグリーン購入の取組の遅れを改善するため、以下の施策を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none">地方公共団体向けのグリーン購入取組ガイドラインの作成 <p>施策の概要</p> <p>地方公共団体がグリーン購入を進める上で阻害要因となっている「調達コストの増大」や「担当者負担の増大」といった問題を鑑み、比較的グリーン購入が定着しており、実施することによりコスト削減につながる物品等についてグリーン購入を実施するためのガイドラインを作成する。</p> <p>施策の実施状況</p> <p>過去にグリーン購入大賞を受賞した団体等によるプロジェクトチームを作成し、グリーン購入が比較的定着しており、実施することによりコスト削減につながる物品等についてガイドライン(案)を、平成 18 年度に作成した。</p> <p>今後の方向性等</p> <p>まだ組織的にグリーン購入に取り組めていない地方公共団体に対し、作成したガイドライン(案)を利用したケーススタディを行う。</p> <p>また、この結果を踏まえ、課題を検討し、適宜修正等を加えてガイドラインを完成させる。</p> <p>調査内容項目 c) について</p> <p>グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)では、地方公共団体は、「環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるように努める」こととされ、努力義務規定となっている。これは、地方公共団体の「調達」が、地方自治の最たるものであり、その地域の自然的・経済的</p>	

(市場づくり)

条件に応じて行われるという性質を考慮したためである。現状においても、その基本的考えを踏襲しており、地方自治が進む上で、ますます尊重される傾向にある。

ただし、様々な環境問題に対応していくには、中小規模の地方公共団体における統一的なグリーン購入が重要であるため、上記の施策を実施し、地方公共団体のニーズを把握した上で、今後それぞれの地域特性や取組レベルに合った効率的なグリーン購入を働きかけていく。

重点調査事項に係る点検結果

提出部局名	環境省																		
重点点検分野名	市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり																		
重点調査事項	SRI 等の環境投資の拡大																		
調査内容項目	<p>市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みを構築するため、環境への負荷の少ない事業や、それを実施する企業への投資行動を促進する SRI 等の環境投資(融資を含む)が欧米と比較して極端に少ない現状を踏まえ、以下の事項について調査。</p> <p>a)わが国における SRI 等の環境投資が欧米比較して極端に少ないのはなぜか、公的年金基金などの機関投資家の状況を含め、どのように分析されているか</p> <p>b)SRI 等の環境投資の拡大のための関連施策名およびその概要</p> <p>c)関連施策の進捗状況と課題</p> <p>d)責任投資原則(PRI)に従って SRI 等の環境投資を行うための機関投資家や一般国民への企業の取り組み情報の提供のありかたについてどのように考えているか</p> <p>(以上、関係府省すべて。環境省は関係府省以外の府省の協力も得ながら調査)</p>																		
関係府省(回答府省)	環境省、経済産業省																		
ヒアリング府省	環境省																		
<p>環境省では第三次環境基本計画の第1回点検に係る国の取組状況調査を行った。調査結果は以下の通りである。なお、関係府省以外の府省(内閣府、厚生労働省、金融庁)に対しても調査内容項目について調査を依頼したが、調査項目についての施策や分析は実施していないとの回答を得た。</p> <p>【点検結果】</p> <p>a)「わが国における SRI 等の環境投資が欧米比較して極端に少ないのはなぜか、公的年金基金などの機関投資家の状況を含め、どのように分析されているか」について</p> <p>【参考】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>日本 (2007年6月末)</th> <th>米国 (2005年)</th> <th>英国 (2005年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SRI 投資信託</td> <td>約 3,100 億円</td> <td>約 21 兆円</td> <td>約 5.1 兆円</td> </tr> <tr> <td>その他の SRI 投資</td> <td>該当データ無し</td> <td>約 253 兆円</td> <td>約 123.7 兆円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 3,100 億円</td> <td>約 274 兆円</td> <td>約 128.8 兆円</td> </tr> </tbody> </table>					日本 (2007年6月末)	米国 (2005年)	英国 (2005年)	SRI 投資信託	約 3,100 億円	約 21 兆円	約 5.1 兆円	その他の SRI 投資	該当データ無し	約 253 兆円	約 123.7 兆円	合計	約 3,100 億円	約 274 兆円	約 128.8 兆円
	日本 (2007年6月末)	米国 (2005年)	英国 (2005年)																
SRI 投資信託	約 3,100 億円	約 21 兆円	約 5.1 兆円																
その他の SRI 投資	該当データ無し	約 253 兆円	約 123.7 兆円																
合計	約 3,100 億円	約 274 兆円	約 128.8 兆円																

(市場づくり)

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

我が国におけるSRI等の環境投資が欧米比較して極端に少ないといった状況を踏まえ、環境省では調査を実施し、SRI等の普及促進をすべく以下の施策を進めている。

金融のグリーン化の推進

) 施策の概要

「社会的責任投資に関する日米英3ヶ国比較調査」(平成15年度)において、個人投資家及び機関投資家の社会的責任投資を選好する属性や、社会的責任投資への認知度・意識について日米英の比較調査を行った。その結果を踏まえて、社会的責任投資を普及促進させるための事業を実施している。

) 施策の実施状況(平成18年度中心)

SRI等の普及促進等の課題も含めて検討すべく、「環境と金融に関する懇談会」において議論された結果を踏まえて、『環境等に配慮した「お金」の流れの拡大に向けて』報告書が公表された。報告書の提言を踏まえ、SRI等のさらなる促進を図るために、SRIに馴染みのない企業の財務担当者や一般の個人投資家等を対象に、SRIの考え方や背景等をテーマとして取り上げた「社会的責任投資に関するシンポジウム」を、平成18年8月に開催した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

エコ/SRIファンドの純資産残高は平成17年度の2,600億円から平成18年度に2,994億円へと増加している。また、「社会的責任投資に関するシンポジウム」では約400名の参加を得た。

しかしながら、SRI等の投資残高は欧米と比較して少ない状況にある。定性的な分析においては、過去に実施した調査結果(「社会的責任投資に関する日米英3ヶ国比較調査報告書平成15年6月」)から、個人投資家の「ファンドについての情報不足」と、機関投資家の「社会的責任投資が受託者責任の観点から問題がないと確信できない」という懸念が存在していることが理由であると判明した。

定量的な面では、日本におけるSRI等のデータはスクリーニング結果により運用先を決定している個人投資家向けの投資信託だけしかないが、欧米のデータはスクリーニング結果により運用先を決定している投資信託以外のデータもあり、これらを合わせた純資産額を比較しているためである。日本の公的年金などの機関投資家においても、欧米と同様の運用を行っている可能性があるが、正確な調査結果が入手できない状況である。したがって、今後、欧米と比較するために、日本における公的年金基金などの機関投資家の投資動向に関する調査を実施する必要がある。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

平成19年度において、日米欧の比較が可能となるように日本における投資家の動向調査を実施すべく準備しているところ。平成19年度末までには調査結果が判明するため、調査結果を踏まえた施策を検討することを予定している。

(2) 総括的な分析等

) アメリカにおいてSRIが普及している理由

確定拠出型年金401Kプランの選択肢としてのSRI金融商品の普及

- ・民間退職者年金において、401Kプランで用意されたSRI投資信託を個人が積極的に選択(なお、確定給付年金では、受託者責任の観点からSRIの運用は進展していない)。
- ・401Kにおいては、従業員給与からの拠出金及び運用益に対する非課税の優遇措置あり。

コミュニティ融資の発達

- ・過疎地区や荒廃地区の改善、地域の自然環境の保全を目的とした事業に資金供給する専門金融機関(Community Development Financial Institutions: CDFI)によるコミュニティ融

(市場づくり)

資が発達。

・CDFIに対し、米財務省は独自のファンドを設け一団体当たり50万ドルの金融支援を提供するとともに、組織運営などの技術支援を供与。

・また、地域再投資法(CRA法)により、大手銀行などに地域社会向けに投融資を行うことを義務づけているが、既存の金融機関がCDFI機関に対し資金供給すれば、そこから上がる収益には税制上の優遇措置がある。

)イギリスにおいてSRIが普及している理由

年金法の改正によるSRIの促進

・2000年7月の年金法の改正により、年金基金の受託者が行うべき情報開示項目(運用に関する意思決定に適用される基本原則)に、投資先企業の社会、環境、倫理的な評価を行っているか否かに関する項目が追加された。

地域振興税額控除によるコミュニティ投資の促進

・慈善団体や社会的企業を対象とした社会的目的のための融資を行う金融機関への預金について、預金額の5%に相当する額を5年にわたって所得税又は法人税から控除することができる制度。2002年に導入。

ACCOUNTING AND REPORTING BY CHARITIES : STATEMENT OF RECOMMENDED PRACTICE の改正によるSRIの拡大

・慈善団体の資金運用について、投資先企業の社会、環境、倫理的な評価を行っているか否かに関する開示が必要とされた。

b) 「SRI等の環境投資の拡大のための関連施策名およびその概要」について

c) 「関連施策の進捗状況と課題」について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

SRI等のさらなる拡大のために、環境省では以下の施策を進めている。

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)(平成16年法律第77号)の着実な施行

) 施策の概要

環境配慮促進法に基づき、事業者及び国民が投資その他の行為をするに当たっては、環境情報を勘案して投資を行うように努めることを目指すものである。

) 施策の実施状況(平成18年度中心)

SRI等の普及促進等の課題も含めて検討すべく、「環境と金融に関する懇談会」において議論された結果を踏まえて、「環境等に配慮した「お金」の流れの拡大に向けて」報告書が公表された。報告書の提言を踏まえ、SRI等のさらなる促進を図るために、SRIに馴染みのない企業の財務担当者や一般の個人投資家等を対象に、SRIの考え方や背景等をテーマとして取り上げた「社会的責任投資に関するシンポジウム」を、平成18年8月に開催した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

エコ/SRIファンドの純資産残高は平成17年度の2,600億円から平成18年度に2,994億円へと増加している。また、「社会的責任投資(SRI)に関するシンポジウム」では約400名の参加を得た。

しかしながら、SRI等の投資残高は欧米と比較して少ない状況にある。これは、日本におけるSRI等のデータがスクリーニング結果により運用先を決定している個人投資家向けの投資信託だけしかないためである。欧米のデータはスクリーニング結果により運用先を決定している投資信託以外のデータ

(市場づくり)

もあり、これらを合わせた純資産額を比較しているためである。日本の公的年金などの機関投資家においても、欧米と同様の運用を行っている可能性があるが、正確な調査結果が入手できない状況である。したがって、今後、欧米と比較するために、日本における公的年金基金などの機関投資家の投資動向に関する調査を実施する必要がある。

)課題を踏まえた検討中の制度改正等

平成20年度において環境配慮促進法の見直しに向けた検討を行う予定である。

金融のグリーン化の促進

)施策の概要

SRI等の投資も含めた企業の社会的責任(CSR)を通じた環境配慮促進のための施策を実施している。

)施策の実施状況(平成18年度中心)

上記を参照。

)施策の効果・課題・今後の方向性等

エコ/SRIファンドの純資産残高は平成17年度の2,600億円から平成18年度に2,994億円へと増加している。また、「社会的責任投資(SRI)に関するシンポジウム」では約400名の参加を得た。

エコ/SRIファンドを普及させるための課題は、「環境と金融に関する懇談会」で議論され、課題を解決するために行政に期待される役割が報告書の中で整理された。その内容を踏まえ、平成19年度において環境金融普及促進事業(25,000千円・一般会計)を行い、投資家に資する情報を整理し、シンポジウムを開催する等の普及啓発を行っている。

)課題を踏まえた検討中の制度改正等

環境金融普及促進事業の一層の推進を図るため平成20年度予算概算要求において、さらなるSRI等の普及促進を図るための施策を検討しているところ。

その他関連する施策として、以下の取組を進めている。

環境配慮型経営促進事業(580億円・財政投融資)

環境ファンド等への出融資(300億円・財政投融資)

地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業(85百万円・特別会計)

環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業(97百万円・特別会計)

コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業(60百万円・一般会計)

d) 「責任投資原則(PRI)に従って SRI 等の環境投資を行うための機関投資家や一般国民への企業の取り組み情報の提供のありかたについてどのように考えているか」について

機関投資家や一般国民への企業の取組情報の提供のあり方

企業の取組情報の提供は環境報告書によることが効果的であると考えている。環境省では、これまで環境報告書ガイドラインを公表して企業の環境報告書の普及に努めてきており、年々作成・公表している企業数は増加傾向にある。平成19年6月には「環境報告ガイドライン 2007年版」を公表したが、検討委員には金融機関からも参加していただき、金融面での議論もして頂いた。その結果、新しいガイドラインでは、金融のグリーン化の項目を新たな項目として追加した。

今後は、環境報告書の普及をはかるために新ガイドラインの説明会やシンポジウムを開催することを検討している。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	経済産業省
重点点検分野名	市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり
重点調査事項	SRI等の環境投資の拡大
調査内容項目	<p>市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みを構築するため、環境への負荷の少ない事業や、それを実施する企業への投資行動を促進するSRI等の環境投資(融資を含む)が欧米と比較して極端に少ない現状を踏まえ、以下の事項について調査。</p> <p>a)わが国におけるSRI等の環境投資が欧米比較して極端に少ないのはなぜか、公的年金基金などの機関投資家の状況を含め、どのように分析されているか</p> <p>b)SRI等の環境投資の拡大のための関連施策名およびその概要</p> <p>c)関連施策の進捗状況と課題</p> <p>d)責任投資原則(PRI)に従ってSRI等の環境投資を行うための機関投資家や一般国民への企業の取り組み情報の提供のありかたについてどのように考えているか</p> <p>(以上、関係府省すべて。環境省は関係府省以外の府省の協力も得ながら調査)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、経済産業省
ヒアリング府省	環境省
<p>調査内容項目 a)について</p> <p>わが国におけるSRI等の環境投資が欧米比較して極端に少ない理由、公的年金基金などの機関投資家の状況を含めた分析については以下のとおり。</p> <p>近年、企業が社会的責任を果たすための活動を行うこと、すなわちCSR(Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任)を推進することは、企業が社会に存在していくための単なる社会的な義務としてだけでなく、企業の長期的価値創造力を高めるものとしての認識が広まりつつある。SRIの規模が拡大していることもこうした社会的な認識の変化と軌を一にするものである。</p> <p>こうした中、1990年代後半以降に米国及び英国のSRIが拡大している。米国では、1995年頃からSRI資産が急速に伸びている。この背景には、社会的な関心の高まりからタバコ関連企業を投資対象から排除する運用が高い支持を受けたこと、既存のSRI型の運用が好成績を上げていたこと等に加えて、確定拠出型年金401kプランの選択メニューにSRI型の金融商品が広く取り入れられるようになったことが挙げられる。英国では、2000年の年金法改正を背景にSRIが急拡大している。この年金法改正は、年金基金がSRIを組み込むことを義務づけるものではないが、SRIに関する方針を開示することによって、年金基金のSRI組み込みを促進することになったことが挙げられる。</p> <p>(2004年度 経済産業省調べ)</p>	

(市場づくり)

調査内容項目 b)、c)について

SRI 等の環境投資の拡大のための関連施策名、概要、進捗状況、課題については以下のとおり。

経済産業省では、事業者の環境に配慮した取組を促進する観点から、環境コミュニケーションを促進する場としてのエコプロダクツ展の開催支援や、環境コミュニケーション事例集の作成などを行っている。これらの環境コミュニケーションの取組において、投資家との間で自社の環境への取組や環境負荷などに関する情報の発信・提要や意見交換が行われており、市場において環境への負荷の少ない事業やそれを実施する企業の価値が積極的に評価される基盤の整備を進めている。エコプロダクツ展では、平成11年の第1回開催以降、毎年、来訪者や出展社・団体が増加しており、第8回目となる18年度は、来場者15万人、出展社数572社と過去最多を記録している。また、「環境金融が生み出す新しい社会の潮流」等の金融関係のシンポジウムも開催している。

エコプロダクツ展（18年度開催実績）

開催時期：18年12月14～16日

開催場所：東京ビッグサイト

来訪者数：15万人（企業・団体、一般消費者、マスコミ、政府関係者、学校・学生など）

出展社数：572社（トヨタ、東京ガス、東芝、キャノン、富士ゼロックスなど）

調査内容項目 d)について

責任投資原則（PRI）に従って SRI 等の環境投資を行うための機関投資家や一般国民への企業の取り組み情報の提供のあり方については以下のとおり。

事業者は、環境配慮経営の導入に努めるとともに、金融機関を含めたステークホルダーに対し、環境に対する取組に関して適切に情報開示を行っていくことが重要。また、金融機関は、環境配慮経営の取組を本業の一貫として積極的に行うことが重要。経済産業省としては、こうした動きを加速するため、環境コミュニケーションに関する取組を支援するなど、環境ビジネスと金融の連携の強化をさらに支援していくこととしている。

(国際)

重点調査事項に係る点検結果

提出部局名	環境省
重点点検分野名	国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進
重点調査事項	国際的な経済連携・地域統合と環境の融合
調査内容項目	<p>「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを東アジア地域を中心に普及」させるという観点から、特に東アジア地域において、経済連携・地域統合が進む中で環境が共通の価値としてこれらの枠組みに組み込まれているかを検証</p> <p>具体的には、以下の事項について調査</p> <ul style="list-style-type: none">a) FTA/EPA を含む東アジア地域の貿易・投資の自由化の推進状況、この過程における環境分野の配慮の状況b) 東アジア地域の貿易と環境に関する連携枠組の検討状況c) 環境配慮の内在化のための課題と今後の方向 <p>(以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、外務省、経済産業省、農林水産省
ヒアリング府省	環境省、外務省、経済産業省
<p>a) FTA/EPA を含む東アジア地域の貿易・投資の自由化の推進状況、この過程における環境分野の配慮の状況</p> <p>現在、東アジア諸国を中心に経済連携協定の締結交渉を精力的に進めており、2006年以降では、フィリピン、タイ、チリ、ブルネイとの間で二国間協定の署名を行った。</p> <p>こうした協定において、環境保全に関する規定や環境協力の内容を盛り込む等により、貿易を始めとする国際経済活動と環境保全との相互支持性を向上させる取組を進めている。</p> <p>フィリピン：協力章における9つの協力分野のうちの一つに、「エネルギー及び環境」をとりあげており、政治宣言において、エネルギー及び環境分野の行動計画として、CDM事業の促進等について協力することとしている。また、投資に関する章において、「締約国は、環境に関する措置を緩和することにより投資を奨励することが適当でないことを認める。」旨の規定を盛り込んでいる。</p> <p>タイ：EPA交渉プロセスの中で、一部の関係者より、日タイEPAでの関税撤廃が日本からタイへの有害廃棄物の輸出を促進されることが懸念されたため、日タイEPAがいかなる意味においても日本国とタイ王国の間における有害廃棄物の不法取引を助長するものではないこと、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の下での権利及び義務等を再確認する旨の外相書簡を交換している。</p> <p>チリ：EPA署名時に、環境考慮の重要性を強調するため、環境に関する共同宣言を発出している。こ</p>	

(国際)

の共同声明では、環境政策と貿易政策が持続可能な開発を達成するため相互に支え合うべきものであることや、高い水準の環境保護の追求、国際環境条約の下で両国の権利・約束を遵守することなどを確認している。

ブルネイ：エネルギー章においてはエネルギー関連活動の有害な環境上の影響を最小化しよう努めること、前文においては、経済的開発や環境保護等が、持続可能な開発に関する相互に補強し合う構成要素であること等を確認するなど、環境への配慮を EPA に盛り込んでいる。また、EPA 署名時の首脳間の共同声明においては、気候変動問題の重要性や、環境保全とバランスの取れた持続可能な経済開発の重要性を確認し、また、気候変動問題に対応するための日本の提案「美しい星 50」についても言及している。

c) 環境配慮の内在化のための課題と今後の方向

環境配慮の内在化のための課題と方向は次のとおり。

途上国内での環境法制度

途上国においては、環境法制度・基準自体は先進国と比較しても遜色がないが、モニタリング能力、強制力、インフラ設備が不足しているため、法制度の施行が難しく、遵守されていないのが現状である。外資系企業は比較的基準・規制を守っているものの、貿易自由化により投資が活発化した場合、行政能力が不足していると、規制・基準が守られずに環境が悪化するおそれがある。このため、法制度内容と施行の充実、インフラの整備などが求められている。

経済連携協定における対応

経済連携協定を締結する際に、先進国から途上国への環境・省エネルギー技術の協力を目標にすることが、貿易と環境配慮の内在化のために望ましい。

例えば、協定における環境配慮に該当する以下の 6 項目を可能な限り包含した協定が目指すべきモデルといえる。

目的の一つに環境保護や持続可能な開発の推進を位置づけ

一般例外における環境措置への言及

環境問題を取り扱う組織の設置

国際的な環境義務との関係に言及

環境技術協力に関する規定

環境規制・基準の緩和の規制

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	外務省
重点点検分野名	国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進
重点調査事項	国際的な経済連携・地域統合と環境の融合
調査内容項目	<p>「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを東アジア地域を中心に普及」させるという観点から、特に東アジア地域において、経済連携・地域統合が進む中で環境が共通の価値としてこれらの枠組みに組み込まれているかを検証</p> <p>具体的には、以下の事項について調査</p> <p>a) FTA/EPA を含む東アジア地域の貿易・投資の自由化の推進状況、この過程における環境分野の配慮の状況</p> <p>b) 東アジア地域の貿易と環境に関する連携枠組の検討状況</p> <p>c) 環境配慮の内在化のための課題と今後の方向</p> <p>(以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、外務省、経済産業省、農林水産省
ヒアリング府省	環境省、外務省、経済産業省
<p>総論</p> <p>現在、東アジアを中心に進めている経済連携協定交渉を通じて適切に環境への配慮が行われるよう、下記のとおり EPA における協力章や投資章において環境に配慮した条文が盛り込まれるよう鋭意交渉を推進している。</p> <p>各論</p> <p>(1) 総則</p> <p>総則には、一般的例外と、他の協定との関係に関する条文が盛り込まれている。前者は 1994 年のガット第 20 条を、準用することにより、各締約国が「人、動物又は、植物の生命又は健康の保護のための必要な措置」等がとれることとしている。また、後者は、締約国が締結している協定に基づく権利、義務を再確認している。</p> <p>(2) 投資章</p> <p>投資章においては、環境規制を緩和することを通じて投資を促進することを奨励してはならない旨の条文が盛り込まれている。具体的には、18 年度に発効したマレーシアとの EPA、同年度に署名に至ったフィリピン、チリとの EPA、19 年度に署名したタイとの EPA に規定されている。</p> <p>(3) 協力章</p> <p>協力章においては、協力の分野として環境を明記し、環境の分野において協力することとしている。なお、18 年度に発効したマレーシアとの EPA や同年署名に至ったフィリピンとの EPA 及び 19 年度に署名したタイとの EPA に規定されている。</p> <p>(4) エネルギー章</p>	

(国際)

エネルギー章においては、自国におけるエネルギー関連活動が環境に与える有害な影響を経済上効率的な方法で最小化するよう努める旨規定しており、19年度に署名したブルネイとのEPAに規定されている。

その他関連する取組

(1) 政治宣言

18年度に署名したチリとのEPAにおいては、EPAの署名に際し、環境について政治宣言を採択し、高いレベルの環境保護を追求する意図の確認や、世論啓発を行うこと等を宣言している。

(2) 共同声明

日マレーシアEPAを署名する際には、「持続的な森林経営及び合法的に伐採された木材の貿易」に関する共同声明を発出し、二国間の専門家グループを設立すること等を決定した。

(3) 外務大臣書簡

18年度に署名したフィリピンとのEPAや19年度に署名したタイとのEPAに関しては、外務大臣間で書簡を交換し、同協定の規定がバーゼル条約等の権利義務を確認していること、両締約国はバーゼル条約に従って有害廃棄物の輸出入を厳格に規制すること、関税撤廃にかかわらず、バーゼル条約に従って有害廃棄物の輸出入に関する措置を適用ができること、また、環境保護のために協力することを再確認した。

今後の課題

今後ともEPAの締結が環境への取組を阻害することがないように交渉を推進していく。

(国際)

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	経済産業省
重点点検分野名	国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進
重点調査事項	国際的な経済連携・地域統合と環境の融合
調査内容項目	<p>「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを東アジア地域を中心に普及」させるという観点から、特に東アジア地域において、経済連携・地域統合が進む中で環境が共通の価値としてこれらの枠組みに組み込まれているかを検証</p> <p>具体的には、以下の事項について調査</p> <ul style="list-style-type: none">a) FTA/EPA を含む東アジア地域の貿易・投資の自由化の推進状況、この過程における環境分野の配慮の状況b) 東アジア地域の貿易と環境に関する連携枠組の検討状況c) 環境配慮の内在化のための課題と今後の方向 <p>(以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、外務省、経済産業省、農林水産省
ヒアリング府省	環境省、外務省、経済産業省
<p>調査内容項目 a)、b)について</p> <p>FTA/EPA を含む東アジア地域の貿易・投資の自由化の推進状況、この課程における環境分野の配慮の状況については以下のとおり。</p> <p>我が国は、自由貿易協定 (FTA) を柱とする経済連携協定 (EPA) の締結を推進しており、関税の撤廃だけでなく、投資や協力などを含む幅広い経済関係強化を目指している。また、EPA に先行して二国間の投資協定 (BIT) を締結している例もある。具体的には、経済連携を進めることにより、物・サービス・人の自由な移動の確保、域内における経済活動の円滑化、安定性・持続的発展を進めることとしている。</p> <p>アジア各国との EPA の推進状況として、シンガポール、マレーシアとの EPA は発効済み、フィリピン、タイ、ブルネイとの EPA は署名済みであり、また、韓国、ベトナムとの BIT は発効済み、カンボジアとも BIT を署名済みである。いずれも環境規制の緩和による投資奨励を禁止する規定等が盛り込まれている。</p> <p>現在は ASEAN、インドネシア、ベトナムとの EPA を、また、ラオスとの BIT を交渉中である。</p>	

(国際)

我が国の EPA の取組状況 (平成 19 年 6 月現在)

シンガポール	平成 14 年 11 月 発効 平成 18 年 4 月 改定交渉開始 平成 19 年 1 月 大筋合意	マレーシア	平成 17 年 12 月 署名 平成 18 年 7 月 発効
フィリピン	平成 16 年 11 月 大筋合意 平成 18 年 9 月 署名	タイ	平成 17 年 9 月 大筋合意 平成 19 年 4 月 署名
インドネシア	平成 17 年 7 月 交渉開始 平成 18 年 11 月 大筋合意	ASEAN	平成 17 年 4 月 交渉開始
韓国	平成 15 年 12 月 交渉開始 平成 16 年 11 月 交渉中断	ブルネイ	平成 18 年 6 月 交渉開始 平成 19 年 6 月 署名
ベトナム	平成 19 年 1 月 交渉開始	-	

我が国の BIT の取組状況 (平成 19 年 6 月現在)

韓国	平成 14 年 3 月 署名 平成 15 年 1 月 発効	ベトナム	平成 15 年 11 月 署名 平成 16 年 12 月 発効
カンボジア	平成 19 年 1 月 交渉開始 平成 19 年 6 月 署名	-	

我が国が締結した東アジア地域との EPA 及び BIT における環境規定は以下のとおり。

日シンガポール EPA: 相互認証との関連で自国が適切と考える環境規制は妨げられない旨を規定し、科学技術に関する協力分野として環境を明記している。

日マレーシア EPA : 環境規制を緩和することで投資を誘致しない旨を規定し、協力分野として環境を明記している。

日フィリピン EPA : 環境規格メカニズムの活用についての両国の協力を規定し、協力分野として環境を明記している。また、相互認証との関連で自国が適切と考える環境規制は妨げられない旨を規定し、環境規制を緩和することで投資を誘致しない旨を規定している。

日タイ EPA : 環境規制を緩和することで投資を誘致しない旨を規定し、協力分野として環境を明記している。

日ブルネイ EPA : エネルギー関連活動による環境への有害な影響を最小にするよう努める旨を規定。また、環境規制を緩和することで投資を誘致しない旨を規定し、協力分野として環境を明記している。

日韓 BIT : 環境規制を緩和することで投資を誘致しない旨を規定している。

日越 BIT : 環境規制を緩和することで投資を誘致しない旨を規定している。

日カンボジア BIT : 環境規制を緩和することで投資を誘致しない旨を規定している。

調査内容項目 c) について

環境配慮の内在化のための課題と今後の方向については以下のとおり。

FTA/EPA において環境に関する規定を盛り込む背景として、以下が考えられる。

- (1) 相手方当事国において環境規制が守られなければ自国産業が競争上不利になり、結果的に環境規制の緩和合戦がおこるのではないかと懸念に対応するというもの。投資協定等において、環境規制を緩和することによって投資を誘致(又は貿易を促進)することは適切でない旨を確認する規定が置かれることが多いが、これも同様の理由によるものと考えられる。
- (2) FTA/EPA 相手国内で各企業による環境規制の遵守状況に差がある場合に、こうした差を無くすことによって、公平な競争環境を整備しようとする狙いがある場合も考えられる。多国籍企業の中には、事業活動を行っている進出先国の環境規制のレベルにかかわらず、世界中で同一の高いレベルの環境配慮を行っている例も多い。こうした場合には、進出先国の環境規制を高いものとするのが、より公平な競争環境の整備につながると考えられる。また、環境規制自体はレベルが高いものが整備されている国であっても、そのエンフォースメントが実効的に行われていない場合には、同様の状況が生じ得ると考えられる。現地資本企業が環境規制を十分に遵守していないにも関わらず、外国資本企業はコンプライアンスや企業の社会的責任の観点から当該環境規制を遵守しているような場合には、環境規制の実効的なエンフォースメントを確保することが、公平な競争環境の整備につながると考えられる。
- (3) 一般的に、環境問題に対応する技術や経験を有する国と、環境問題が深刻な国が協力して環境問題に取り組むことは、地球全体の利益につながると考えられる。地球環境の負荷を減らすとともに、これまでの公害防止・省エネルギーに関する経験や技術力を活かして地球規模での環境保全に積極的に貢献していくことは、我が国の重要課題である。FTA/EPA 相手国から技術指導など協力の要請を受けることも考えられることから、こうした協力をアドホックな二国間協力を留まらず、FTA/EPA 上の協力と位置づけることで、より積極的な取組みを進めることが期待される。

(国際)

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	農林水産省
重点点検分野名	国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進
重点調査事項	国際的な経済連携・地域統合と環境の融合
調査内容項目	<p>「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを東アジア地域を中心に普及」させるという観点から、特に東アジア地域において、経済連携・地域統合が進む中で環境が共通の価値としてこれらの枠組みに組み込まれているかを検証</p> <p>具体的には、以下の事項について調査</p> <p>a) FTA/EPA を含む東アジア地域の貿易・投資の自由化の推進状況、この過程における環境分野の配慮の状況</p> <p>b) 東アジア地域の貿易と環境に関する連携枠組の検討状況</p> <p>c) 環境配慮の内在化のための課題と今後の方向</p> <p>(以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、外務省、経済産業省、農林水産省
ヒアリング府省	環境省、外務省、経済産業省
<p>調査事項 a) ~ c) について</p> <p>EPA については、これまで、メキシコやアジア諸国などとの交渉に戦略的に取り組んできたところであり、シンガポール、メキシコ、マレーシアとの協定発効、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイとは協定署名済みとなっている。</p> <p>交渉に当たっては、平成 16 年 11 月に策定した「農林水産分野におけるアジア諸国との EPA 推進について～みどりのアジア EPA 推進戦略～」に基づき、EPA を通じて、地球環境の保全等を図るため、違法伐採の撲滅などの取り組みの推進に努めているところである。</p> <p>具体的には、日マレーシア EPA の署名の際に、「持続的な森林経営及び合法的に伐採された木材の貿易に関する共同声明」を発出し、二国間の専門家グループを設立すること等を決定している。本年 8 月には、第 1 回専門家会合が開催される予定である。</p> <p>(参考)</p> <p>農林水産分野におけるアジア諸国との EPA 推進について(みどりの EPA 推進戦略)平成 16 年 11 月</p> <p>アジア各国との EPA 交渉に積極的に臨む農林水産省の方針をとりまとめたもので、以下の 6 点の考え方の下、EPA 推進に一層努力していく。</p> <p>我が国食料輸入の安定化・多元化</p> <p>安全・安心な食品の輸入の確保</p> <p>ニッポン・ブランドの農林水産物・食品の輸出促進</p> <p>我が国食品産業のビジネス環境の整備</p> <p>アジアの農産漁村地域の貧困等の解消</p> <p>地球環境の保全、資源の持続可能な利用</p>	

重点調査事項に係る点検結果

提出部局名	環境省
重点点検分野名	国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進
重点調査事項	NGO / NPO等が東アジア地域等の環境管理能力の向上に果たしている役割
調査内容項目	<p>「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを東アジア地域を中心に普及」させる担い手となる、多様な主体による取組を促進する観点から、NGO/NPO等の役割に関し以下の事項について調査。</p> <p>a) 東アジア地域を中心に活動する NGO/NPO等の活動内容、成果</p> <p>b) 政府や国際機関などによる取組との関係</p> <p>c) NGO/NPO等の活動が有効に機能するための課題と今後の方向 (以上、関係府省すべて)</p> <p>(注) 地方ブロック別ヒアリングの際には地方公共団体、財団法人、事業者等にも上記と同様の事項を聴取する。</p>
関係府省(回答府省)	環境省、外務省
ヒアリング府省	環境省
<p>a) 東アジア地域を中心に活動する NGO/NPO等の活動内容、成果</p> <p>東アジア地域を中心として環境保全活動に携わる NGO/NPO について調査を実施したところ、その活動分野については森林保全・砂漠化防止に従事する団体が多く見られ、特に北東アジアにおいては、砂漠地帯を含む地理的要因もあり、森林保全・砂漠化防止が半数を占めていた。その他には大気・水・土壌環境保全、総合環境教育等が続き、また、リサイクルやゴミ問題等の循環型社会の形成や新エネルギーの導入による温暖化防止に関する活動もみられた。</p> <p>活動の対象国別でみると、中国が全体の3分の1を占め、フィリピン、インドネシア、タイ、ベトナム等が続いた。</p> <p>活動形態としては植林などの実践活動、知識の提供・普及、あるいは調査研究などが主である。さらに、事業を通じて住民の生活向上につながる自主的活動を促す手法を採用することや、多言語を用いた環境情報サイトの提供、現地での人材育成などにより、地域社会における人々のライフスタイルや選択、価値観、態度に直接的または間接的な影響も与えていると思われる。</p> <p>b) 政府や国際機関などによる取組との関係</p> <p>NGO / NPOが事業の遂行にあたり連携している相手は、主に国内外のNGO / NPOであった。現地における実業務、ノウハウ・技術面でのアドバイス、資金協力及び事業終了後の引き継ぎなど、援助的なものからパートナー型のもので関係はケースバイケースである。</p> <p>一部に国際機関との連携や現地環境保護NGOと共同で国際会議において政策提言を行っている団体が見られた。</p>	

(国際)

連携に至るまでの経緯は、個人的パイプを通じたもの、会議等イベントを通じたもの、広範囲な情報収集により自らアクセスしていくといったものが大勢である。しかし、現地事務所の設置や専門家の派遣ができるなど体力のある団体以外は、言語の問題や認識のずれから、連携団体や現地とのコミュニケーションを充分にとることが難しいと感じている団体が多かった。

c) NGO/NPO等の活動が有効に機能するための課題と今後の方向

【課題】

東アジアにおける環境管理システムを改善していくためには、地域における環境意識の向上やコミュニティの環境管理能力の強化が必要であり、そうした支援を行う日本のNGOの活動はますます重要となっている。

しかし、環境保全を主な目的として国際的に活動する日本のNGO/NPOは数が限られており、資金・人材の組織基盤及び情報の不足といった問題への指摘が多く見られた。

について、事業実施の主な資金源としては、ほとんどの団体が助成金に頼っており、全体的にはJICA、地球環境日本基金からの助成が多かった。また、一部の現地政府の政策に沿った事業の場合、途上国地方政府等の積極的な協力が得られることにより事業がスムーズに進み、情報や一部資金等の提供など好影響が見られることから、活動の成果を高める上での条件の一つであると考えられる。

しかし、様々な基金や助成金のNGO等に対する資金援助は二年程度で終了するために継続的な事業が出来ないなどの問題もあり、財政的な事情から安定した雇用の確保や高報酬の供与が不可能なため、人材を定着させたりスキルを持つ有能な人材確保が難しい等の状況が伺える。

について、他の民間団体や行政、専門家等との情報交換が行えるツールが不足しており、また、現地で活動しているNGOではこのような国際環境協力に関するステークホルダー間の情報交換を促進することが非常に困難であるとの意見もあった。

【今後の方向性】

- ・コミュニティレベルでの環境教育など、現地での具体的な活動が期待されるNGO/NPOについては、助成制度・環境保全活動の事例・当該国の環境情報などの有益な情報の提供などを行う。
- ・国際会議での論点やこれまでの経緯などに関する情報提供や意見交換など政府機関との交流の促進、同じ分野のNGO/NPOとのネットワーク構築の働きかけなどを行う。

(国際)

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	外務省
重点点検分野名	国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進
重点調査事項	NGO / NPO等が東アジア地域等の環境管理能力の向上に果たしている役割
調査内容項目	<p>「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを東アジア地域を中心に普及」させる担い手となる、多様な主体による取組を促進する観点から、NGO/NPO等の役割に関し以下の事項について調査。</p> <p>a) 東アジア地域を中心に活動する NGO/NPO等の活動内容、成果 b) 政府や国際機関などによる取組との関係 c) NGO/NPO等の活動が有効に機能するための課題と今後の方向 (以上、関係府省すべて)</p> <p>(注)地方ブロック別ヒアリングの際には地方公共団体、財団法人、事業者等にも上記と同様の事項を聴取する。</p>
関係府省(回答府省)	環境省、外務省
ヒアリング府省	環境省
<p>調査内容項目 a) ~ c) に係る施策の概要</p> <p>1 . 施策の概要</p> <p>日本NGO連携無償資金協力</p> <p>開発途上国・地域で活動している日本のNGOが実施する草の根レベルに直接役立つ経済・社会開発協力事業に対する無償資金協力。(環境分野も対象となり得る。)</p> <p>NGO事業補助金</p> <p>開発途上国・地域における経済社会開発プロジェクトに関連し、プロジェクトの企画、プロジェクト後の評価及び研修会や講習会等を実施する日本のNGOに対し、総事業費の2分の1、1,000万円を上限に精算払いにより補助金を交付。(環境分野も対象となり得る。)</p> <p>2 . 施策の実施状況(平成18年度)</p> <p>日本NGO連携無償資金協力</p> <p>環境分野の実績: 4件(3カ国: モンゴル1件、ベトナム2件、ネパール1件)</p> <p>東アジア地域の案件はモンゴル1件。</p> <p>NGO事業補助金</p> <p>環境分野の実績: 0件</p>	

3 . 施策の効果・課題・今後の方向性

NGOによる国際協力活動は、現地のニーズに応じたきめ細やかな援助や、迅速かつ柔軟な緊急人道支援、「顔の見える援助」、政府では手の届かない地域への援助が可能との観点から非常に重要であり、NGOを外交活動におけるパートナーとして認識している。このような観点から、外務省は、「NGOとの戦略的連携強化に向けた5カ年計画」を策定し、NGOの能力強化、NGOが参加できる事業の拡充を行い、NGOの国際競争力を高めていくことで、より戦略的な連携を深めていく。また、認定NPO法人の認定要件の緩和と税制上の優遇措置拡充を要望していく。
我が国NGOへの資金協力スキームの取り扱いについては以下の通り。

日本NGO連携無償資金協力

本スキームは、NGOの発意により案件形成された事業に対する資金協力であるため、NGOより環境分野の事業申請があった際には、適当案件と認められれば資金協力を行う。
平成19年度予算額は28億円。

NGO事業補助金

本スキームは、NGOの発意により企画された事業に対する補助金であるため、NGOより環境分野の事業申請があった際には、適当案件と認められれば補助金を供与する。
平成19年度予算額は0.4億円。

日本NGO連携無償資金協力 実績（平成18年度）
 <環境分野>

平成19年9月

単位：円

	被供与団体名	事業地	案件名	事業概要	契約締結日	供与限度額
1	特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター	ベトナム ホアビン省 タンラック郡	ベトナム北西部山岳地域住民 参加型農村開発・環境保全事 業	地域住民を主体とした村造り委員会を設立し、この 委員会と共に、農村開発事業(環境保全・食の安全 に関する活動、生活改善指導等)を実施することによ り、自分たちの生活や環境について自ら考え、持続 性のある生活を営むための力を培うことを目的とす る。 【直接裨益者数:約6,500人】	2006年8月17日	8,254,959
2	特定非営利活動法人 日本モンゴル親善協会	モンゴル ウランバートル 市	モンゴル首都空港道路 街路 樹植林プロジェクト	ウランバートル空港から町の中心部を結ぶ道路沿 いに13000本の樹木の苗を植林、プロジェクトを 通じた環境保全と砂漠化防止の重要性に関する啓 蒙活動、電動くみ上げ式の井戸一基の掘削等の 事業により、首都空港道路及びその周辺での植樹、 井戸建設による緑地整備、防風、砂防、水の確保及 び給水、牧地・農地育成を図る。	2007年3月7日	4,635,471
3	特定非営利活動法人 ブリッジ・エーシア・ ジャパン	ベトナム フエ市 (2地区)	フエ市の都市と農村部におけ る子ども達による資源循環・ 環境学習事業	ゴミ分別活動及び生ゴミのリサイクル、堆肥を利用 した循環型農業の体験、環境に関する学習機会 の提供、自然観察コーナーの設置等の環境教育 事業を通じて住民の生活向上を図る。 【直接裨益者数:約5,000人】	2007年3月7日	9,365,847
4	特定非営利活動法人 ヒマラヤ保全協会	ネパール マクティ郡、 パルパット郡 (2村)	ネパール山村での生活林造り プロジェクト(生産能力・所 得向上計画)	前年度に実施された日本NGO連携無償事業の成果 を踏まえ、植林、植林や森林管理・利用に関す る研修・ワークショップの開催、紙・生地加工施設 の建設等の事業を通じて、自然環境を保全しながら 住民の所得向上・生活改善を図る。 【直接裨益者数:約10,000人】	2007年3月12日	5,759,761